

非金融負債をめぐる会計問題

かわむらよしのり
川村義則

要 旨

本稿の目的は、非金融負債をめぐる会計問題について、主として国際会計基準審議会（IASB）が米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で進めている非金融負債にかかるプロジェクトの研究成果である公開草案（2005年6月公表）を参考に、論点を整理したうえで、概念フレームワーク論および会計基準論等の観点から再検討を行うことにある。

非金融負債の会計処理については、伝統的には将来の経済的資源の流出が生じる蓋然性が一定の閾値を超えたときにその認識と測定を行うアプローチがとられてきた。これに対して、IASB公開草案では、将来の事象の生起を条件とする条件付債務についても現在において履行準備のための無条件債務を負担しているとして、蓋然性の程度のいかにかわらずこれを認識し、蓋然性は測定すべき額に反映させるアプローチが採用されている。

本稿では、これらのアプローチについて、負債の定義・認識・測定の手続にわたり詳細に検討するとともに、さらに、非金融資産に適用される会計処理である減損会計とのアナロジーの観点から、非金融負債の会計処理に対する第3のアプローチを示している。そのうえで、非金融負債の会計処理に際しては、非金融資産の会計処理との整合性が求められ、非金融負債については受取対価額によって原始認識および原始測定を行い、負債にかかる契約の負担増加が生じて負債の清算価額が帳簿価額を超えた場合には清算価額をもって測定する必要があることを指摘している。

キーワード：非金融負債、引当金、偶発負債、減損会計、概念フレームワーク

本稿は、2007年3月9日に日本銀行金融研究所で開催されたワークショップ「将来の不確実事象をめぐる会計問題」における報告論文として作成したものである。同ワークショップにおいては、座長の黒川行治教授（慶應義塾大学）をはじめとする参加者から多くの有益なコメントをいただいた。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。なお、公表に当たり、若干の加筆・修正を行った。

川村義則 早稲田大学准教授・日本銀行金融研究所客員研究員
(E-mail: ykawamur@waseda.jp)

1 . はじめに：問題の所在

企業会計において、負債の認識および測定の問題は、近年着目されている重要な問題の1つである。伝統的に、負債の認識については、主として法的な観点から論じられてきたため、負債の認識をめぐる会計学上の論点は、長い間、いわゆる引当金の問題に事実上限定されてきた。また、負債の測定についても、すでに確定している金銭債務については法的な債務額による測定が基本とされてきたため、測定をめぐる会計学上の論点も引当金に関連するものに限定されてきた。

この引当金の問題は、将来の不確実な事象に伴って生ずる経済的負担を報告主体の貸借対照表にどの時点で認識し、どのような金額で測定するかという問題であり、従前から学術研究の面でも基準設定の面でも大きな関心が寄せられてきた。しかし、最近では、詳しくは後述するが、国際会計基準審議会（IASB）が引当金（provision）の概念を基準から放棄する提案を示し、米国財務会計基準審議会（FASB）との共同プロジェクトにおいて、従来の引当金を含む広範な「非金融負債（non-financial liabilities）」¹の認識が重要なテーマの1つとして取り上げられ、基準設定に向けた調査研究が進められている。

本稿では、このような非金融負債を主たる検討の対象としている。まず、非金融負債に関する会計処理にかかる日本基準、国際会計基準および米国基準の現状と問題点について述べ、次いでIASBとFASBによって共同で推進されている非金融負債の会計処理に関する会計基準の統合作業の状況について詳しく検討することにする。そのうえで、非金融負債をめぐる会計問題について論点を整理し、概念フレームワーク論および会計基準論等の観点から再検討を行うこととしたい。

2 . 非金融負債に関する会計基準の現状と問題点

まず、本節では、非金融負債に関する日本基準、国際会計基準および米国基準の現状について概観し、その中からこの種の負債をめぐる会計基準上の問題点を探ることとする。

(1) 日本基準

日本基準では、金融負債には金銭債務とデリバティブ取引から生ずる正味の債務が含まれており、非金融負債に関連する概念としては、引当金と偶発債務を指

1 金融商品の認識および測定に関する会計基準であるIAS第39号の適用対象とならない負債を指している。また、FASBの意見照会では「不確実性を伴う負債（liabilities with uncertainties）」とよばれている。この共同プロジェクトでは、2006年12月現在、さらに対象を広げて「負債」一般を対象にする（ただし、他の会計基準が取り上げているものを除く）ことが検討されていると伝えられている。

摘することができる。以下では、これらに関する会計基準を中心に検討する。

日本基準では、一般に、確定債務については、これを貸借対照表に計上することは当然とされ、確定債務以外の負債については、引当金として計上するか否かが論点とされてきた。引当金の計上要件は、「企業会計原則」の注18において定められている²。すなわち、以下の4要件である。

- 将来の特定の費用または損失に対するものであること
- その発生が当期以前の事象に起因していること
- 発生の可能性が高いこと
- 金額を合理的に見積ることができること

また、偶発債務については、注記によって開示することとされており、注記の対象となる偶発債務には、保証債務、手形の割引または裏書義務等が含まれている（「企業会計原則」第三の一のC）。

偶発債務という用語については、「企業会計原則」において定義が示されていないが、将来の偶発事象に起因して確定する債務を意味していると考えられる³。「企業会計原則」では、「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない」（注18）とされていることから、発生の可能性が低い偶発事象にかかる偶発債務は負債（引当金）として認識されないが、逆に発生の可能性が高い偶発事象にかかる偶発債務であればこれを負債（引当金）として認識することになる。

負債の測定については、金銭債務は、長い間、法的な観点に立ってこれを債務額⁴で測定する考え方が基本とされてきた。引当金については、「当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部...に記載するものとする」とされ、その測定は、過年度に計上した費用の累計額によって行われている。

歴史的にみると、このような負債会計の枠組みについては、デリバティブの会計処理問題によって再検討が迫られたように思われる⁵。デリバティブは、ある原資産（参照数値）の変動に連動してそのペイオフが決定される内容を有する契約である。デリバティブの会計処理基準は、1999年の「金融商品に係る会計基準」によっ

2 なお、日本基準では、引当金にはいわゆる負債性引当金のほか、貸倒引当金等の資産控除性（評価性）の引当金も含まれている。本稿では、資産控除性の引当金については検討の対象としていない。

3 債務の「確定」も論点となりうるが、ここでは、時の経過（弁済時期の到来）のみを条件として債務者が直ちに金銭等の財産を引き渡す義務を負う状態を指すものとする。

4 さらに、最近では、わが国でも、2006年8月の「金融商品に関する会計基準」の改正により、債務額と異なる金額を受け取って負担することとなった金銭債務について、その収入金額で原始認識し、その後はいわゆる償却原価によって記載する実務が明示的に導入されるようになった。とくに社債の発行者側の会計処理として、従来繰延資産として計上されてきた社債の割引額（社債発行差金）については、負債たる社債の帳簿価額から控除することが定められた。

5 浦崎 [2002] 109～126頁では、同様の問題意識から蓋然性要件について検討が加えられている。

て整備されることとなったが、それ以前は、引当金以外の法的債務については債務額によって貸借対照表に計上することが基本とされたので、デリバティブを時価評価して貸借対照表に計上することは事実上認められていなかった。「金融商品に係る会計基準」では、デリバティブは、契約時点から貸借対照表において認識の対象とされ、公正価値で測定されることになる。公正価値が市場価格から得られない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値によってそれを推定することになるが、現在価値が正であればデリバティブを資産として認識し、逆に負であれば負債として認識することになる。その認識に際しては、引当金のように、将来の経済的便益または経済的負担が生ずる蓋然性の程度が問われることはなく、むしろそういった蓋然性の程度は資産または負債の時価として測定される金額に反映されることとなった。

さらに、このような日本基準の現状から典型的に派生する問題として、保証債務の会計処理がある。通説的には、保証債務は損失発生の可能性が極めて低い偶発債務であるから負債として認識されないと説明されてきた。もちろん、発生の可能性が高くなれば債務保証損失引当金を認識することになるが、そうでなければ注記が要求されるにとどまっている。保証債務を負担するに当たって保証料を受け取るケースにおいても、当該保証料については、保証債務として負債を認識せず、むしろこれを収益として認識するというのが一般的な実務である（「金融商品会計に係る実務指針」第137項）。保証債務がクレジット・デリバティブに類似する契約であるという観点からは、保証債務についても、デリバティブと同様の会計処理を行い、（少なくとも、有償で負担する保証債務については原始認識時点において）貸借対照表に計上すべきであるとも考えられるが、そのような会計処理は行われていないようである。

このように保証債務を単独で認識する実務は（発生の可能性が高い債務保証損失について引当金を認識する実務を除き）わが国では一般的ではないと思われるが、その一方で、少なくとも金融資産の譲渡取引に対して財務構成要素アプローチによって会計処理を行う場合、新規に負担することとなった保証債務については取引時点で認識し時価をもって測定することとなっている。つまり、独立して行った債務保証契約については偶発債務であるとして一般にそれを貸借対照表において認識しないが、類似のクレジット・デリバティブや金融資産譲渡時に新規発生する保証債務についてはそれを貸借対照表において認識しており、取扱いに一貫性を欠く面がある。

さらに、「企業結合に係る会計基準」の設定に伴い、パーチェス法が適用される企業結合によって被結合企業の負債を引き受けた場合には、識別可能な負債をその時価をもって原始認識することとされている。この場合、企業結合を行わなければ認識されないような負債が、通常とは異なる認識基準に従って計上されることになる。

なお、後述するような国際会計基準や米国基準において取り上げられている、固定資産の閉鎖負債等については、わが国の会計基準においては具体的な取扱いは明

示されておらず⁶、実務上はすでに述べたような引当金の一般的な枠組みを解釈して引当金として計上することの可否が問われる程度にとどまっていると思われる。

(2) 国際会計基準

国際会計基準において、非金融負債の会計処理は、国際会計基準（IAS）第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」において定められている。

国際会計基準（IAS）第37号によると、引当金（provision）は、時点または金額が不確実な負債とされる（IAS 37, par. 10）。引当金を認識するための要件は、(a)企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的またはみなし債務）を有し、(b)当該債務を清算するために経済的便益を化体する資源の流出を要する蓋然性が高く、かつ、(c)当該債務の金額について信頼性のある見積りを行うことが可能であることとされる（par. 14）。

IAS第37号では、IASB概念フレームワークに従い、負債の定義を示しており、「負債とは、過去の事象に起因する当該主体の現在の債務であり、その清算に際して経済的便益を化体する資源の流出を伴うと期待されるもの」（par. 10、IASB [1989] par. 49(b)）とされる。このような負債の定義と上記の引当金の認識要件には、重複する部分が多く、(a)の要件は負債の定義に含まれ、(b)と(c)において、資源の流出に関する蓋然性の高さや信頼性のある見積可能性という要件が追加されているだけである。すなわち、引当金の認識要件は、一般的な負債認識の要件を援用して若干の具体化が行われているにすぎない（川村 [2003]）⁷。

このような引当金の認識に対して、偶発負債については、一律にその認識が禁じられている（IAS 37, par. 27）。IAS第37号の定義では、偶発負債には2つの種類のものがあるとされ、すなわち、(a)「過去の事象に起因する、生じうる債務（possible obligation）であり、その存在が当該主体の支配の及ぶ範囲に完全には含まれない、1以上の不確実な将来事象の生起の有無によってのみ確認されるもの」および(b)「過去の事象に起因する現在の債務であるが、(i)当該債務の清算に際して経済的便益を化体する資源の流出を伴う蓋然性がないため、または(ii)債務の金額が十分な信頼性をもって測定することができないため、認識されないもの」である（par. 10）。なお、偶発負債は、資源の流出の可能性が著しく低い（remote）場合を除き、注記による開示の対象とはなっている（par. 86）。

引当金と偶発負債の概念とを比較すると、引当金は将来の資源流出の時点または金額の面で不確実性を有するため、一般的な意味で偶発的な性格を有するものの、

6 企業会計基準委員会では、2006年12月に、資産除去債務の会計処理について専門委員会が設置され、この問題に関する検討が進められている。

7 IAS第37号では、引当金をその他の負債と区別する意義について、不確実性を伴うか否かを区別できるという点に求めている（IAS 37, par. 11）。もっとも、両者における不確実性の相違も、相対的な問題であることも指摘されている（par. 11(b)）。

IAS第37号で一律に認識が禁じられる「偶発負債」とは異なるとされる。IAS第37号における引当金と偶発負債の要約表を示すと、図表1のとおりである。

次に、引当金として認識される金額の測定については、貸借対照表日現在において現在の債務を清算するために要する支出の最善の見積額をもって行うものとされる（IAS 37, par. 36）。この最善の見積額の計算に当たっては、リスクと不確実性を考慮に入れなければならない（par. 42）。また、貨幣の時間価値の影響が大きい場合、引当金の金額は、当該債務を清算するのに要する支出の現在価値とされる（par. 45）。引当金を計上した後の期間においては、貸借対照表日ごとに引当金の額の見直しを行い、現在における最善の見積額を反映するように調整しなければならない。経済的便益を化体する資源の流出を伴う蓋然性が高くなった場合には、引当金を戻し入れなければならない（par. 59）。

IAS第37号が適用される負債の範囲は、極めて広範であり、例を挙げると、製品保証債務、土壤等の回復義務、施設の除去債務、返品義務、事業閉鎖債務、訴訟債務等が含まれる（IAS 37, Appendix C）。

一方、金融負債については、IAS第37号の適用範囲からは除かれ（par. 1）IAS第39号「金融商品 認識と測定」が適用される。IAS第39号によれば、金融負債は、原則として契約基準による認識が行われている。その中には、将来事象の生起に基づいてペイオフが定められている契約から生ずる負債も含まれており、例えば負債たるデリバティブは、公正価値によって継続的に貸借対照表に計上される。

金融保証の取扱いは、IAS第39号が2005年に改訂されており、非常に複雑になっている。2005年改訂前においては、国際財務報告基準（IFRS）第4号「保険契約」における、重要なリスクの移転を要件とする保険契約の定義を満たす場合にはIFRS第4号が適用されていた。2005年の改訂により、この「保険契約」の定義を満

図表1 IAS第37号における引当金および偶発負債

過去の事象に起因して、(a) 現在の債務」または(b) 生起しうる債務で、その存在が当該主体の支配の及ぶ範囲に完全には含まれない、1以上の不確実な将来事象の生起の有無によってのみ確認されるもの」の清算に際して、将来の経済的便益を化体する資源の流出を伴う可能性がある(may be)場合		
資源の流出を伴う蓋然性が高い (probably) 現在の債務が存在する場合	資源の流出を伴う可能性がある (may) が蓋然性に乏しい(will not) 生起しうる債務または現在の債務が存在する場合	資源の流出を伴う可能性が著しく低い(remote) 生起しうる債務または現在の債務が存在する場合
引当金を認識する	引当金を認識しない	引当金を認識しない
引当金について開示が要求される	偶発負債について開示が要求される	開示は要求されない

備考：極めて稀なケースであるが、信頼性をもって測定することができないために負債を認識することができない場合にも、偶発負債が生じる。当該偶発負債については、開示が要求される。

資料：IAS 37, Appendix Aから抜粋

たすものであっても、IFRS第4号は適用されず⁸、IAS第39号が適用されるものとされた（IAS 39, par. AG4(a)）。IAS第39号では、金融保証のうち、金利や信用格付け等の参照数値に連動するデリバティブの性格を有するものは、他のデリバティブと同様、時価評価され評価差額が損益に計上される（IAS 39, par. AG4(b)）。このようなデリバティブ以外の金融保証は、償却原価によって評価される金融負債測定の場合とされ、(i)IAS第37号によって測定される金額（最善の見積額）と(ii)原始認識額からIAS第18号「収益」に従って認識される収益へ振り替えられた金額の累計額を控除した残高⁹のいずれか高いほうによって測定される（IAS 37, Appendix C, Example 9）。

(3) 米国基準

米国基準においては、偶発資産・負債の認識のルールは、財務会計基準書（FAS）第5号「偶発事象の会計処理」によって定められている。

FAS第5号によると、偶発資産は、原則として認識しないこととされている。それに対して、偶発負債は、その蓋然性が高い（probable）場合に認識することとされている。

すなわち、偶発損失（loss contingency）については、財務諸表作成日現在の情報に照らして、1以上の将来事象によって損失が発生するであろう蓋然性が高く、かつ、損失の金額が合理的に見積可能である場合には、損失として認識し、利益に賦課させなければならない（FAS 5, par. 8）。ここで、蓋然性が高い（probable）とは、ある将来の事象が生じそうであること（likely to occur）をいう（par. 3）。

一方、FASBは、特定の負債の認識および測定の問題については、FAS第5号の例外として位置付けられるような規定を設けている。例えば、財務会計基準解釈指針（FIN）第45号では、金融保証の会計処理について、次のように規定している。

まず、保証の発行は、保証人に対して、(a)保証人が保証期間において、特定の事象または条件が生じたときに履行することが可能な状態にしておかなければならない義務を負担し（無条件の側面）、かつ、(b)保証人がこれらの事象または条件が生じたときに将来の支払いを行わなければならない条件付の債務を負担する（条件付の側面）という2つの側面を有しているとする（FIN 45, par. 8）。

8 2005年改訂前にIFRS第4号を適用していた場合には、IFRS第4号と改訂後IAS第39号のいずれかを選択して適用することができる（IAS 39, par. AG4(a)）。IFRS第4号が適用される場合（信用保険<IFRS 4, par. B18(g)>等のケース）には、毎決算日において、当該金融保証契約に基づく将来のキャッシュ・フローの見積りを行って、負債の十分性テスト（liability adequacy test）を行わなければならない。その結果、負債の帳簿価額が将来キャッシュ・フローの観点から不足している場合には、当該不足額を損益に認識しなければならない（IFRS 4, par. 15）。

9 保証料に相当する額を原始認識の段階で負債として計上している場合には、IAS第18号に従い、当該負債（金融保証）の額を償却して受取保証料として期間配分する処理が行われている（IAS 18, par. 14 in Appendix）。

そのうえで、保証の発行によって(a)の無条件の債務を負担することから、FAS第5号にいうような蓋然性が高くない場合であっても、負債の認識ができないと解釈すべきではないとする。むしろ、保証の発行によって、貸借対照表において、この無条件の債務を公正価値によって認識すべきであるとする。ここで、公正価値には、独立の当事者との通常の取引において受け取ったまたは受け取るべきプレミアム（保証料）が該当し、それ以外の、諸要因が複雑に関係する状況においては、独立の第三者間で成立するであろうプレミアムの公正価値を見積らなければならない。同一または類似の保証についてプレミアムが市場において観察できない場合には、財務会計概念書（FAC）第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の利用」の期待キャッシュ・フロー・アプローチによって公正価値の最善の見積りが提供されるのではないかと述べている（FIN 45, par. 9）。

このように、保証債務の会計処理において、蓋然性の程度は、負債の認識に際して問われることはなく、測定に際しての公正価値の見積りに反映されることとされている。

また別の例として、固定資産の除去債務が挙げられるが、これについても、その債務の認識および測定に関連して、FAS第143号「資産除去債務」において同様の規定が置かれている。すなわち、固定資産の除去債務について、その公正価値を合理的に見積ることが可能な場合には、これを負債として認識しなければならないが（FAS 143, par. 3）この取扱いは、債務の清算の時期と方法が将来事象に依存する「条件付資産除去債務（conditional asset retirement obligation）」についても当てはまるものとされる（FIN 47, par. 3）。さらに、その適用に当たっては債務清算の時期と方法に関する不確実性について考慮を要するが、「期待現在価値」の技法が不確実性の問題に対応していると述べられている（FAS 143, par. 4）。

以上から、資産除去債務についても、認識に際して一定の蓋然性の高さは要求されず、公正価値の測定可能性が備わった段階で認識されるとともに、蓋然性の程度は公正価値の測定に反映されていることは明らかであろう。

このような近年におけるFASBの会計基準設定の動向は、現在価値測定に関するFAC第7号の成果によるところが大きい。すなわち、FAC第7号は、会計測定におけるキャッシュ・フロー情報の利用と現在価値に関する基本的な考え方をとりまとめた概念書であるが、これによって、現在価値測定に伴う不確実性や生起確率等の要因は、FAS第5号におけるような取得原価を基礎とする認識問題として取り扱う立場ではなく、公正価値を測定することを目的とする現在価値の測定問題に織り込んでいくという方向が、事実上（FAC第7号自体は、測定の問題のみを限定的に扱っているとしているが）示されていると解される。さらに、2006年9月には、FAS第157号「公正価値の測定」が公表され、公正価値の測定に際して用いられる、現在価値を含めた各種の測定技法の指針が明らかとされている。

3. 国際的動向：IASBとFASBによる統合作業

IASBは、2005年6月に、公開草案「IAS第37号『引当金、偶発負債および偶発資産』ならびにIAS第19号『退職給付』の改訂」を公表した（以下、「IASB公開草案」）¹⁰。この公開草案の公表は、FASBとの短期的共通化プロジェクト（short-term convergence project）および企業結合プロジェクト（business combinations project）の第2フェーズの成果によるものであるとされる（IASB [2005a] p. 4）。

とくに企業結合プロジェクトとの関係が重要であり、IFRS第3号「企業結合」の公開草案では、買収法（acquisition method）の適用のもとでの偶発項目については、当然、企業結合時に認識される識別可能な資産および負債の公正価値の測定対象に含まれることになり、蓋然性の乏しい項目についても認識のレベルで一律に棄却することなく、生起確率を考慮して測定に反映させる形で対応することとされている（IASB [2005b] par. 35）。さらに、原始認識後は、偶発項目たる負債の会計処理はIAS第37号に従うことになる（par. 36）ため、蓋然性の乏しい項目については、原始認識後直ちに認識終了が求められることにもなりかねない。このため、IFRS第3号公開草案との整合性が問題となり、IAS第37号の改訂が俎上に上ることになった（IASB [2005a] par. BC4-6）。

IASB公開草案については、2007年1月現在、2008年に最終基準を公表する予定とされている。同公開草案において暫定的に記載されている適用時期は、2007年1月1日に開始する事業年度からとなっていたが、すでに現実的ではなくなっている。もっとも、IASBは、2006年7月に、2009年度まで新しい基準の適用を差し控える旨のリリースを公表しており、改訂基準の適用も2009年度以降になると考えられる。

以下、IASB公開草案において提案されている基準案の内容について概観する。なお、本節におけるパラグラフ番号は、とくに断りのない限り、IASB公開草案のものを指す。

（1）非金融負債の定義

IASB公開草案では、「非金融負債」（non-financial liabilities）が基準の対象とされ、従来使用されてきた「引当金」（provisions）という語の廃止が提案されている

10 IASB公開草案の日本語訳は、山田 [2006] を参照。なお、2005年9月にFASBから「不確実性を伴う資産および負債に関連する諸問題」とする意見照会（*Invitation to Comment, Selected Issues Relating to Assets and Liabilities with Uncertainties*）が公表された。この意見照会は、IASBとの統合プロジェクトにおける概念フレームワークの見直しに関連して、議論の進捗状況をまとめるとともに外部の意見を聴取する目的で公表された文書であるが、IASB公開草案の議論がベースになっているので、本稿ではとくに必要がない限り取り上げていない。

(IASB [2005a] p. 8)¹¹。

非金融負債は、「IAS第32号『金融商品 開示と表示』において定義されている金融負債以外の負債」と定義されており (par. 10) 原則としてすべての非金融負債が基準の対象とされている。ただし、(a)契約が負担増加 (onerous) とならない限り未履行契約から生ずるもの、および(b)他の基準の対象となるもの¹²は除かれる (par. 2)。他方、(a)IAS第17号が適用されるオペレーティング・リースから生じる債務および(b)IAS第39号の対象から除外されている貸付約定 (loan commitment) は、それらが負担増加となる場合に限り、公開草案の適用の対象となる (par. 5)。

このように、IASB公開草案の対象となる負債の範囲は、非常に広がっている。その主な理由は、すでに述べたように、公開草案をとりまとめるに至ったそもそもの主たる動機が企業結合 (取得) 時における負債認識の問題に端を発しているからである。すなわち、企業結合において被取得企業が支払う取得の対価を識別可能な資産および負債に割り当てるに際して、どのような範囲の負債を認識の対象とすることが問題となるが、原則的には識別可能な負債をすべて認識することになる。また、この公開草案において示されている認識および測定の規定は、企業の毎決算日における会計処理のみならず、企業結合時における会計処理にも適用されることが予定されている。負債の問題に関連づけていえば、企業結合に伴って引き受けた負債も、内部的に発生した負債も、同様な会計処理を行うことが前提とされている (par. BC22)。

IASB公開草案では、基準から「偶発負債」(contingent liabilities) という用語を削除することも提案されている (IASB [2005a] p. 8)。偶発負債は、本来の意味では、会計上の認識の有無とは関係なく、将来の不確実な事象の生起によってのみ確認することが可能な生起しうる債務 (possible obligation) である。しかし、従来のIAS第37号では、現在の債務ではあるが、蓋然性の程度が低いことや測定の信頼性が低いことを理由に未認識とされているもの、という意味でも用いられてきた (IAS 37, pars. 12-13)。このように、従来の偶発負債という用語の使用法には混乱がみられるので、偶発負債の削除はそうした混乱を回避することを目的の1つとしている。偶発負債の削除に伴って、従来の「偶発」という表現は、将来の不確実な事象に依存するという表現で言い換えられることとなる (par. BC23)。すでに述べたように、基準の対象とされたのは「非金融負債」であり、その用語には、偶発的であること自体が会計上の認識を区別する決定的な要因にはならないということが含意されている。

なお、IASBは、IAS第37号における「偶発資産」(contingent asset) という用語を

11 なお、貸借対照表上の科目表示として引当金という語を使用することは各企業の任意で認められる (par. 9)。

12 例えば、工事契約 (IAS第11号)、法人税等 (IAS第12号)、退職給付 (IAS第19号)、保険契約 (IFRS第4号) の対象となる非金融負債は除かれる (par. 4)。

削除する提案も行い¹³、この問題についてはIAS第38号「無形資産」において取り扱うことを検討している（pars. BC17-18）。

（2）非金融負債の認識

イ．契約上の債務の分類

IASBの分析によると、契約上の債務は2つの種類に分類され、第1は将来の不確実な事象にその履行が依存する「条件付（conditional）」（ないし偶発的＜contingent＞）債務であり、第2はその履行のために時の経過以外の要因が要求されない「無条件（unconditional）」（ないし非偶発的＜non-contingent＞）債務である。さらに、第2の「無条件」債務はそれ自体で存在するのに対して、第1の「条件付」債務には「無条件」債務が必然的に伴うとする。IASB公開草案では、会計上の認識の対象とされるべきものは現在の「無条件」債務から生ずる負債であるとする。したがって、第2に示した元来の「無条件」債務が認識の対象となることはもちろん、第1の「条件付」債務についても、条件の成立に伴って履行の義務を負うという意味で、企業はすでに「待機中の」債務（‘stand ready’ obligation）を負担しており、「条件付」債務の場合であっても、会計上はそれに伴う「無条件」債務を認識しなければならない。なお、「条件付」債務¹⁴それ自体は、将来における経済的便益の流出につながる可能性があるが、現在の債務ではないので、これだけでは負債の定義を満たさないとする（par. BC11）。

条件付債務の例としては、製品保証のケースが取り上げられている。製品保証を付与した場合、製品に欠陥が生じて修理や無償交換の義務が生じるか否かについては不確実性が存在し、当該企業は、この不確実性に依存する条件付債務を負担する。

13 偶発資産とは、現行IAS第37号では、基本的に、生起しうる資産（possible asset）であると定義されており、企業が貸借対照表日現在において資産を有しているかどうか不確実であるが、完全には当該企業の支配することができない何らかの将来事象によって当該企業が資産を有しているかどうか確認される場合に生じるものと説明されている（IAS 37, par. 10）。このため、偶発資産それ自体が資産の定義を満たすかどうかは明確ではない。つまり、偶発資産は、現在支配される資源ではなく、また、企業によって支配される資源となるかどうかは過去の取引または事象によってではなく将来事象の結果に依存しているからである。

また、IASBは、IAS第37号公開草案において、偶発資産についても偶発負債と同様の暫定的結論を得たところである。すなわち、資産は、「条件付」（ないし「偶発的」）権利から生ずるのではなく、「無条件」（ないし「非偶発的」）権利からのみ生ずるというものである。ここでいう無条件権利は、現在の資産である。一方で、条件付権利は、ただの生起しうる将来の資産であり、資産の定義を満たさないとされる。IASBの例示では、保険契約が取り上げられている。保険契約を購入することによって、（a）保険のカバレッジに対する無条件権利および（b）将来保険事故が発生した場合に受けうべき補償に対する条件付権利という2つの権利を有する。カバレッジに対する無条件権利が現在の資産であり、補償に対する条件付権利は現在の資産ではなく、将来の蓋然的資産にすぎない。

14 わが国で負債として認識を要するとされる「条件付債務」は、IASB公開草案にいう「無条件」の部分を含んでいるものと解することができる。例えば、製品保証引当金については、条件付債務に該当するといわれるが、条件が満たされれば顧客からの要求に応じて修理や無償交換等のサービスを提供しなければならないという義務を負担している。

しかし、この条件付債務は、負債として認識すべき事象とはされない。当該企業は、保証期間にわたって製品保証のカバレッジを提供するという意味で無条件債務（待機中の債務）を負担し、これが負債として会計上の認識の対象となる。つまり、将来の偶発事象（条件の充足）それ自体は、負債として認識するか否かを決定するものではなく、むしろ履行に要する金額の測定に影響を及ぼすとされる（par. BC24）。

ロ．認識要件

IASB公開草案では、非金融負債は、以下の条件を満たす場合、認識しなければならないとされる（par. 11）。

- (a)負債の定義を満たすこと
- (b)信頼性をもって測定することが可能であること

負債に不可欠な性格としては、企業が過去の事象に起因する現在の債務を負担していることが挙げられる。その債務には、法的債務のほか、契約または法令によらなくても当該企業の過去の行動によって生み出される推定（みなし）債務（constructive obligation）も含まれる（pars. 13-15）。

従来いわゆる偶発債務のケースについては、その清算に要する金額が将来の不確実な事象の生起の有無に依存して偶発的（条件付）であるケースとして整理している。この場合、企業は、過去の事象の結果として、条件付債務と無条件債務という2つの債務を発生させているとする（par. 22）。認識の対象となるのは、このうちの無条件債務（「待機中の債務」）であり、認識するか否かは、不確実な将来事象が発生する（または発生しない）確率とは無関係とされる。将来事象の生起確率は、認識された負債の測定に際して反映されるものとされる（par. 23）。

もう1つの非金融負債の認識要件である測定の信頼性については、極めて稀なケースを除き、信頼性をもって測定可能であるという前提が置かれている。見積りを行うこと自体は、非金融負債の会計処理において必然的なことであり、それをもって直ちに測定の信頼性がないということにはならない。極めて稀なケースではあるが信頼性をもって測定できない場合には、非金融負債にかかる追加的な情報を開示しなければならないとされる（pars. 27-28）。

(3) 非金融負債の測定

非金融負債は、貸借対照表日において現在の債務を清算または第三者に移転するために必要な合理的支払額によって測定される（par. 29）。この「合理的支払額」（amount that an entity would rationally pay to settle or transfer the obligation）は、契約や市場において観察することができる場合もあれば、そうでない場合もあるとされる。契約や市場において観察できない場合、合理的支払額を見積る必要がある（par. 30）。見積りに際しては、生起する可能性がある結果の幅を反映する複数のキャッ

シュ・フローのシナリオをそれに関連する確率で加重平均して期待キャッシュ・フローを見積る、「期待キャッシュ・フロー・アプローチ」¹⁵がベースとなろう。このアプローチは、同種債務の群団を評価する場合も、単一債務にかかる負債を測定する場合にも適当である。一方、最も生じうる可能性が高い金額（最頻値）は、必ずしも合理的支払額を表現しないとす（par. 31）。

非金融負債の測定に際しては、リスクと不確実性の影響を考慮に入れなければならない（par. 35）。負債のリスク調整は、調整前の測定額に比べて、金額を拡大する方向に作用する（par. 36）。将来キャッシュ・フローの予測による見積方法を用いる場合、貨幣の時間価値と負債固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映する税引前の割引率を用いてキャッシュ・フローを割り引かなければならない。キャッシュ・フローをリスク調整した場合には、割引率にリスクを反映させてはならない（par. 38）。一方、割引率をリスク調整する場合、割引率は、典型的には、無リスク利子率よりも低くなる（par. 40）。

非金融負債の測定に際しては、当該債務を清算するために要する金額に影響を及ぼす将来事象の影響を考慮に入れなければならない（par. 41）。例えば、将来の技術革新による将来の支払額の減少分等については、合理的支払額の測定に反映することになる（par. 42）。

さらに、公開草案の特徴としては、非金融負債の毎期の再測定を要求していることが挙げられる。すなわち、企業は、貸借対照表日ごとに、非金融負債の帳簿価額を見直し、当該日の合理的支払額を反映するように修正しなければならない（par. 43）。このため、将来のキャッシュ・フローの金額と生成時期、リスクと不確実性、および割引率¹⁶は、每期見直されることになる（par. 44）。なお、時の経過に起因する非金融負債の帳簿価額の増加額は、支払利息として認識される（par. 45）。

（４）その他の規定

イ．求償

企業が他の第三者から非金融負債の弁済に要する経済的便益の一部または全部の求償を受ける権利を有する場合、当該求償権について、信頼性をもって測定することができるならば資産として認識する。求償権として認識する価額は、非金融負債の価額を超過してはならない（par. 46）。

求償権として認識した価額は、非金融負債と相殺してはならない（par. 47）。なぜなら、求償権は第三者に対する別個の債権であるからである（par. 49）。ただし、損益計算書においては、非金融負債の認識に伴う費用から求償権から得られる収益の額を控除することは認められる（par. 50）。

15 詳しくは、FAC第7号を参照。ただし、FAC第7号では、現在価値の計算技法は公正価値の見積りを目的とする場合に限定して議論されている。

16 これに対して、FAS第143号および第146号においては、毎期の測定に当たり、原始認識時の割引率を継続的に適用している。したがって、原始認識後の帳簿価額は、公正価値ではない。

ロ．認識終了

非金融負債は、その債務が弁済され、解約され、または満了したときに認識終了しなければならない (par. 51)。

ハ．具体的適用例

(イ) 将来の営業損失

将来の営業損失にかかる負債は、これを認識することはできない (par. 52)。将来の営業損失は、過去の事象に起因する現在の債務ではないので、負債の定義を満たさない (par. 53)¹⁷。

(ロ) 契約の負担増加

契約の負担増加がある場合、当該契約による現在の債務を認識しなければならない。当該契約が企業自身の行為の結果として負担増加となる場合には、当該企業は当該行為が行われるまで負債を認識してはならない (par. 55)。

通常の商品売買のような契約で、違約金を支払うことなく解除できる場合には、債務は存在しない。何らかの事象や状況によって契約が負担増加となる場合、当該契約は基準の対象となり、負債が認識される (par. 56)。

例えば、特定の価額で財またはサービスを購入する契約の場合、当該財またはサービスの市場価額が契約価額よりも下落した場合には、当該契約は負担増加となる (par. 57)。要するに、ある契約は、その義務を清算するために要する不利なコストが、期待される経済的便益を超過する場合に、負担増加となる。その場合の不利なコストとは、契約を解除するための最低の純額コストであり、契約を履行するためのコストと契約の不履行から生じる保証金や違約金のいずれか小さい金額である (par. 58)。

なお、契約の負担増加については、負債を追加的に認識する前に資産の減損損失を認識すべき場合がある (par. 59)。

(ハ) リストラクチャリング

公開草案によると、(a)事業ラインの売却または廃止、(b)ある国または地域における事業拠点の閉鎖または事業活動のほかの国または地域への移転、(c)経営構造の変更、(d)企業の活動の本質および重点に影響を及ぼす組織改革等がリストラクチャリングの典型例として示されている (par. 60)。

企業がこのようなリストラクチャリングにかかるコストを非金融負債として認識するのは、負債の定義が満たされた場合である (par. 61)。ある負債が他者に対する現在の債務を伴うのは、当該債務を清算することを回避する自由裁量の余地がほとんどない場合である。企業の経営者がリストラクチャリングを実施するという意思決定を行っただけでは、リストラクチャリングの期間中において生じるコストに

17 ただし、資産の減損が生じているケースや契約の負担増加が生じているケースでは、それぞれ資産の減額処理や負債の増額処理が行われる (par. 54参照)。

ついて他者に現在の債務を負担しているとはいえないとされる（par. 62）。

二．開示

認識された非金融負債の種類ごとに、企業は、期末現在の負債の帳簿価額と債務の性質に関する説明を開示しなければならない（par. 67）。

不確実性を見積って非金融負債を認識した場合には、その種類ごとに、企業は、以下を開示しなければならない（par. 68）。

- (a) 期首と期末の帳簿残高。負債の発生額、負債の認識終了額、時の経過による割引価額の変動額および割引率の改訂の影響額、その他の負債の価額に対する調整額（例えば、見積キャッシュ・フローの改訂額）
- (b) 経済的便益の流出が期待される時点
- (c) それらの流出の金額または生起時点に関する不確実性の兆候。適切な情報を提供するために必要な場合、将来事象に関して行った主要な想定について開示する
- (d) 求償権がある場合その金額。当該権利について認識した資産がある場合、その金額

非金融負債について、信頼性をもって測定することができないことを理由に認識しない場合には、企業は、その旨および以下の事項を開示しなければならない（par. 69）。

- (a) 当該債務の性質に関する説明
- (b) 信頼性をもって測定することができない理由
- (c) 経済的便益の流出が生じる場合にはその金額または生起時点に関する不確実性の兆候
- (d) 求償権がある場合にはその旨

極めて稀な場合であるが、上記で要求されている情報の一部または全部について、当該非金融負債に関する問題で他者と係争中の企業がその財政状態について深刻な誤解を与えることが予期される場合がある。その場合、当該企業はこれらの情報の開示をする必要はない。ただし、係争の一般的性質、当該情報を開示しない旨とその理由について開示しなければならない（par. 71）。

4．非金融負債をめぐる会計問題の再検討

以上、非金融負債に関する会計基準の現状および問題点ならびにその国際的動向について概観してきた。本節では、これに基づいて非金融負債をめぐる会計問題を

再検討する。まず、問題の所在を明確にするために、概念フレームワークの観点から、負債会計をめぐる論点について整理しておきたい。一般に、現行の概念フレームワークはいわゆる資産負債アプローチに立脚しているといわれており、そこでは、資産および負債の会計は、他の会計手続から独立に決められている。負債会計については、会計手続の順序に従って、次のような論点を列挙することができる。

定義

原始認識と原始測定

再測定

認識終了

一般に、ある項目を負債として貸借対照表に認識し、かつ測定するというフレームワークでは、まず、負債の定義を示し、これに当該項目が合致しているか否かを判断する。次いで、負債の認識要件が示され、負債の定義を満たす項目が貸借対照表において認識されるか否かが判断される。さらに、認識の対象となった負債については、原始認識時における測定額が付されることになる。原始認識の問題は、原始測定の問題と密接な関係を有しているため、上記では原始認識と原始測定を一括しておいた。また、原始認識後において特定の事象が生じたときに当該原始測定額の再測定が行われる¹⁸。最後に、負債を貸借対照表から認識終了することになるので、このフレームワークは、認識終了要件を示すものでなければならない。

以上のように負債会計の論点は多様であるが、本稿では、主に資産負債アプローチの視点に立って¹⁹、非金融負債に関する ~ の問題を中心に上げたい。

(1) 負債概念の重層構造

すでに述べたように、IASB公開草案の中で、わが国における偶発債務の会計基準に内在する問題を解決するうえで極めて興味深い分析が行われている。これによると、従来、IAS第37号では、偶発負債という用語が2つの異なる意味で用いられてきたという。第1に、「現在の生起しうる債務で、当該報告主体の支配が必ずしも

18 なお、ここでも、再測定を要するための価値変動等の「認識」の要件が存在するはずであるが、「再測定」の問題に含めることができる。

19 もっとも、収益費用アプローチからの検討も別途加えられるべきであることはいうまでもない。収益費用アプローチでは、キャッシュ・フローを中心とする客観性のあるデータと比較的単純な会計操作によって純利益が計算され、これをもって投資家が自己の投資意思決定の判断に役立てるといった枠組みが重視される。伝統的に引当金として計上されてきた項目は、将来のコストとみなされる事象について、費用収益の対応等の観点から当該コストを前倒して計上するものであり、その測定額は、一般に、識別可能な将来のコストを累積させたもの（cost accumulation）である。資産負債アプローチと収益費用アプローチの選択や統合の問題についても、より大きな枠組みから検討すべきであることは明らかであるが、本稿では、主として資産負債アプローチの観点に立って負債会計の問題を検討することとし、収益費用アプローチとの選択や統合の問題については別途の機会を期したいと思う。

及ばない1以上の事象の生起の有無によってのみその存在が確認されるもの」という意味である。第2に、「決済するための資源のアウトフローが蓋然的ではなく、またはその金額が信頼性をもって測定することができないために、認識されない現在の債務」という意味である。

わが国(また米国でも同様であったが)における偶発負債に関する伝統的な解釈によると、しばしば発生の可能性の低い偶発債務は認識されないとされてきたが、そこでの偶発債務は上記の偶発負債の2つの意味に照らせば第2の意味の負債に該当する²⁰。

IASB公開草案における偶発負債に関する分析では、いわば負債の認識のプロセスにおける蓋然性評価が2段階の重層構造を用いて行われている。この分析は、すでにFASBがFIN第45号において保証債務について加えた分析をベースとしているものである。

すなわち、非金融負債については、(a)将来において一定の事象が生じた場合に一定の履行を行うことに備えなければならないという「現在の無条件債務」と(b)将来の一定の事象によって一定の履行を行う可能性があるという「将来の蓋然的債務」という2つの債務が存在しているというものである。このうち、会計上の認識の対象となるのは、前者の「現在の無条件債務」(ないし履行可能な状態に置く「待機中の債務」)であるとされる²¹。

もっとも、このような重層構造による分析を行う趣旨は、1つの契約によって2種類の債務を負担しているということの意味しているわけではなくて、非金融負債についてはこのように重層的に考えたほうが会計処理のあり方を考えるうえで明確な指針を与える、ということを目指しているにすぎない²²。とくに、債務を負担しているかどうかについて、現在時点で考えるのか、将来時点で考えるのかによって表現の仕方が違ってくる。現在時点で負担しているのは、「将来の債務」ではなく、あくまで「現在の債務」であり、これは将来生じうる蓋然的債務に対する「履行準備」のための現在の債務である²³。

20 なお、わが国では、「条件付債務」という概念も議論されてきた。これは、上記の偶発負債の2つの意味に照らしてみると、第1の意味の負債に該当すると思われる。

21 このような重層構造の観点からみれば、例えば「保証債務は蓋然性の低い将来の債務であるから会計上は認識されない」という主張は誤りとなる。その主張では、本来会計が直接の認識の対象とすべきではない後者の「将来の蓋然的債務」を認識の対象として議論しているからである。

22 この重層構造は、一般化してすべての負債について確認することが可能である。通常の借入金等の債務については、実際に支払いが行われるためには支払期日の到来という条件が残されているが、その条件は確実に満たされるものである。そのため、将来の蓋然的債務の価値がそのまま現在の無条件債務の価値を表していると考えられる。

23 例えば、将来の事象(s_0, s_1)について、1期後にそれぞれ確率($P(s_0), P(s_1)$)で、キャッシュ・フロー($CF(s_0), CF(s_1)$)が生ずるものとする。このとき、その現在価値 V は、次のようになる。なお、 r は割引率である。

$$V = \frac{1}{1+r} [P(s_0) \cdot CF(s_0) + P(s_1) \cdot CF(s_1)]$$

ここで、 s_0 が将来において損失(キャッシュ・アウトフロー)が発生しない状態、 s_1 が損失が発生する状態であるとする。現在の無条件債務の価値は V で表される上記式の全体であるが、将来の蓋然的債務の価値は $(1+r)^{-1} \cdot CF(s_1)$ ということになる。 $(P(s_0), P(s_1)) = (0, 1)$ のときには、現在の無条件債務の価値と将来の蓋然的債務の価値とが一致するので、 $(P(s_0), P(s_1)) = (0, 1)$ が成り立つ状況、すなわち損失が発生する可能性が100%であれば、将来の蓋然的債務だけをみれば足りるということになる。

このように考えると、蓋然性要件を課す伝統的なアプローチでは、負債の重層構造を捉える必要がなかったことがわかる。つまり、損失が発生する確率が一定の閾値を超えた場合にのみ、将来の蓋然的債務を認識すればよいからである²⁴。しかし、負債の価値を直接的に把握しようとするIASB公開草案では、将来の蓋然的債務の価値は、将来に関する特定のシナリオのもとで生起するキャッシュ・フローの現在価値であって、現在の債務の価値を表すものではない。会計上の認識の対象とされているのは、条件を満たした時点でキャッシュ・アウトフロー（より厳密には経済的資源のアウトフロー）を要求する債務を意味する「将来の蓋然的債務」を履行可能な状態に置くという意味での「現在の無条件債務」であり、その価値は将来の期待キャッシュ・フローを生起確率によって加重平均したものである。

例えば、保証債務のように、主たる債務者が債務不履行に陥るということが条件である場合には、その条件が満たされる確率を乗じて「現在の無条件債務」の測定を行うことになる。一方で、通常の借入金は、時の経過という覆すことが不可能な事象を条件とするから、条件が満たされる確率は100%とみて「現在の無条件債務」（＝将来の蓋然的債務）を認識し、かつ測定していると捉えることが可能であろう。

認識の局面で蓋然性要件を課す伝統的なアプローチをとるにしても、IASB公開草案のように測定で確率的加重平均値を求めるアプローチをとるにしても、このような重層構造の存在を認めて、負債会計の問題を考えることは重要なことであると思われる。本稿においても、以下、この負債概念の重層構造を念頭において、負債の定義、認識、測定等をめぐる諸問題を検討していくことにする。

(2) 負債の定義と認識要件

イ．負債の定義と認識要件の関係

理念的には、負債の定義と認識要件は、整合的であるべきであろう。つまり、理念的には、負債の定義を満たすものはすべて貸借対照表において負債として認識されるべきであろう。しかしながら、現実には、両者には乖離があり、相互作用がある。負債の定義の観点から認識すべき負債の範囲を拡大することが主張されることもあれば、認識可能な負債の範囲からみて負債の定義が修正されることもある。例えば、米国の概念フレームワークでは、負債の概念自体に一定の蓋然性を求めている

24 前注に引き続き、従来の蓋然性要件を課す負債認識の実務では、損失が発生する確率 $P(s_1)$ の大きさが一定の閾値を超えたときに蓋然的債務 $(1+r)^{-1} \cdot CF(s_1)$ が負債として認識される。この認識のための閾値を C とすると、蓋然性要件を課す伝統的な会計上の認識額 A は、次のようになる。

$$A = \begin{cases} P(s_1) > C \text{ のとき} & \frac{1}{1+r} CF(s_1) \\ P(s_1) \leq C \text{ のとき} & 0 \end{cases}$$

もっとも、 $P(s_1) > C$ のときの $(1+r)^{-1} \cdot CF(s_1)$ としては、代替的に $(1+r)^{-1} \cdot P(s_1) \cdot CF(s_1)$ をとる場合も考えられる。

る。これは、認識可能な負債の範囲を考慮した負債の定義であろう。これに対して、IASBの概念フレームワークでは、負債の定義自体に一定の蓋然性が含まれていないので、改めて認識要件の1つとして一定の蓋然性が要求されている。今般のIASB公開草案は、蓋然性の程度を問わずにすべての非金融負債を認識することを提案していることから、負債の定義の方向に負債の認識を近づけていこうとする試みであると捉えることもできる。

このように、負債の定義については、負債の認識と切り離して議論することはできないと考える。定義と認識の相互作用を考慮に入れながら、以下では、負債の定義と認識要件をめぐる諸論点について、負債の重層構造の観点から検討することにする。

第1の論点は、負債の定義と認識をめぐって、将来の経済的犠牲について「一定の蓋然性」を要求するかどうかという、従前から議論されてきた問題である。この問題について、IASB公開草案では、負債概念の重層構造の観点から、会計上の認識の対象は「現在の無条件債務」であり、このような債務を清算するに当たって経済的資源の流出が伴うことは当然であり、定義上必ず蓋然性を備えているとしている。認識の対象ではない「将来の条件付債務」を参照して蓋然性を考えるのであれば蓋然性の高低を考えることはできるが、それでは正しい蓋然性要件の適用にはならないとしている（pars. BC43, BC47）。

もっとも、蓋然性の低い製品保証債務や金融保証債務等を認識する実務が先行していることを考慮に入れれば、「一定の蓋然性」を普遍性の具備が期待される負債の定義に含めることはすでに現実的ではない²⁵。つまり、「一定の蓋然性」を負債の定義に含めると、負債の定義を満たさないものがすでに貸借対照表において認識されているということになってしまうからである。負債の定義において「一定の蓋然性」を問わないこととする場合、今度は負債の定義を満たしながらも貸借対照表において認識されない項目をどのように説明するかが問われてくるが、その段階においては負債の認識要件が定義とは別に設定されていなければならない²⁶。

また、IASB公開草案における思想の1つには、蓋然性の程度はともかく、負債の定義を満たすすべての項目を、明示的に認識するか否かの検討の対象とし、もって企業の負債認識に対する規律付けを図るという考え方があると思われる²⁷。企業の資産負債管理の視点からは、経営者にこのような認識の要否に関する検討を求める

25 わが国の討議資料においても、「負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう」とされており、「一定の蓋然性」を問わないものとされている（企業会計基準委員会〔2006〕第3章第5項）。

26 とくに、認識要件は、時代とともに大きく変化しうるので、個別の基準レベルで操作しやすいほうがよいであろう。なお、負債の定義を満たしながら認識されない項目については、財務諸表に対する注記として開示することが要求されることが多い。その意味では、負債の定義が注記の対象とすべき項目を限定するという役割を果たしているとも解することができる。

27 岩村〔2007〕を参照。同稿では、将来の不確実性について、期待値アプローチよりもオプション・アプローチを適用することにより、よりいっそうの規律付けが期待されることが指摘されている。

ことは重要な側面とも考えられる²⁸。

第2の論点としては、負債の定義として、代表的には、「将来の経済的便益の犠牲」に重点を置く定義と「現在の債務」に重点を置く定義が考えられ、いずれを採用すべきであるかという問題である。本稿において論じてきたように、多くの負債が不確実性を伴い、本質的に債務の重層構造を有していることからみて、会計上の負債の定義においては、認識の対象は「現在の債務」であることを明示したほうが望ましいように思われる²⁹。「将来の経済的便益の犠牲」は、「現在の債務」を負担することによる帰結である。また、認識の対象が「現在の債務」であることが明示されれば、「将来の蓋然的債務」は、会計上の直接的な認識の対象ではなく、「現在の債務」を測定する際に考慮されるという意味で、間接的な考慮の対象となるにすぎないことが明確となろう。

さらに、このような債務の重層構造を前提にして「現在の債務」を直接的な認識対象と考えると、「一定の蓋然性」を要求して（本来の認識の対象ではない）「将来の蓋然的債務」を認識するような仕組みは不要となる³⁰。

第3の論点は、「測定の信頼性」を負債の定義や認識要件に含めるか否かである。すでに述べたように、蓋然性の程度を測定の局面で問うこととした場合、原始認識時点においては原始測定を伴うので、FASB等が採用している「測定の信頼性」を認識のための必要条件とする方向性は、当然検討すべき考え方である³¹。ここで測定の対象となっているのは「現在の無条件債務」であるから、蓋然性の程度（確率）は、その測定のプロセスにおいて反映されることとなる。

しかしながら、ここでいう信頼性について、それをどのように事前に評価し、どの程度の高い信頼性を要求するのかということについて理論的な合意があるとは思えない。そのうえ、あまりにも漠然としているため、この認識要件が実務に適用可能なものであるのか、従来の蓋然性要件に比して、適用上の客観性または比較可能

28 一方で、無条件債務については、常にその存在を確実に知ることができるというわけではないとして、企業側の過度な負担を懸念する声も強い（例えば、ドイツ会計基準委員会 < German Accounting Standards Committee e. V. > のコメント等）。なお、IASB公開草案に対する各界からのコメントは、web上で公開されている（<http://www.iasb.org/Current+Projects/IASB+Projects/Liabilities/Exposure+Draft+of+Proposed+Amendments+to+IAS+37+Provisions+Contingent+Liabilities+and+Contingent+Ass/Comment+Letters/Comment+Letters.htm>）。

29 負債を「債務」に限定すべきかどうかについては、とくに負債と資本の区分の問題として検討すべき問題である（川村 [2004]）。債務性を有するものに限定して考えると、負債の定義に該当しない非株主持分項目の会計処理が難しくなる面がある。

30 もちろん、「一定の蓋然性」を閾値として認識要件を課すアプローチも、ある種の負債の認識に際しては採用することが検討されるべきであろう。ただ、そのような認識要件を概念フレームワークのレベルにおいて一般化することは、後述するポートフォリオ負債の認識の実務等がすでに進展している現代においては、むしろ時代に逆行することのように思われる。両方のアプローチを包摂するフレームワークを構築できればよいのであるが、簡単ではない。少なくとも、概念フレームワークのレベルでは、認識要件として蓋然性の程度を問わず、測定の局面で蓋然性を考慮することにとどめておくことが適切であろう。蓋然性を測定の局面で考慮するということは、「一定の蓋然性」が「測定の信頼性」を担保する下位の要件として機能することも考えることができる。あるいは、後述するように、蓋然性要件は、減損会計が適用される局面での認識基準として機能させるべきものかもしれない。

31 わが国においても、引当金の設定要件の1つとして、金額の合理的な見積可能性が挙げられている。

性が確保できるのか等の問題も残されている。さらに負債についてどのような測定値を参照するのかによって、「測定の信頼性」の実質的意味が異なるという問題もある³²。

公正価値等の見積りを要求する最近のIASB基準等では、一般に、「ごく稀な場合を除いて測定可能である」という前提が置かれており、それは今般の非金融負債の公開草案でも同様である（pars. 27-28）。このような規定も、適用上の客観性または比較可能性を担保するうえでの1つの割り切った考え方として選択肢には含められようが、「測定の信頼性」という認識要件がほとんど無機能化していることを意味しており³³、「測定の信頼性」に対して、（定義を除けば）唯一の認識要件としての地位を与えてよいのかという疑問も生ずる³⁴。逆にいえば、「測定の可能性」についてより現実的な解釈を加える必要があるとも思われるし、あるいは、「現在の無条件債務」の認識に際して、「測定の信頼性」に代わる代替的な認識要件を模索していく必要があるのかもしれない。

ロ．負債の分類と測定の信頼性

IASB公開草案は、すべての非金融負債を会計上同じように扱おうとするものである。この取扱いは、このプロジェクトが企業結合時における負債認識の問題に端を発していることに起因している³⁵。企業結合時においては、すべての識別可能な負債を公正価値で認識しなければならないからである。しかし、同公開草案の対象とされる非金融負債には、さまざまなものが含まれており、すべてをまとめて議論してよいのか疑問がある³⁶。

以下では、いくつかの観点から、負債の分類を試み、その分類が測定の信頼性に及ぼしている影響について分析する。これらの分類が負債の認識と測定の具体的な

32 例えば、負債を実際の受取対価額によって測定する場合と、将来の現在価値によって測定する場合とを比べれば明らかのように、どの測定値を参照するかによって要求される測定の信頼性の程度が異なってくるであろう。また、同じ現在価値にしても、将来のキャッシュ・フローとして当該企業固有のものを見積るのか、それとも市場平均のものを見積るのか、さらに割引率として当該企業固有の資本コストを用いるのか、無リスク利率を用いるのか等によっても測定の信頼性の程度は変わってくる。

33 信頼性をもって測定することができない場合とは、例えば、測定の信頼性を得るために多額のコストを要し、当該測定を行うことによって得られるベネフィットを合理的に説明できない場合等であり、このような社会的なコスト・ベネフィットの判断を情報の作成者である企業の側に個別具体的に行わせるのも無理があると思われる。

34 折しも、現在、IASBとFASBが共同で概念フレームワークの見直しのプロジェクトを進めており、従来会計情報の質的特性として掲げられていた「信頼性」を廃し、「表現の中立性」を重視する提案が示されているところである（FASB [2006b]）。認識要件としての「測定の信頼性」に対して何らかの影響が及ぶのかどうかは、現時点では明確ではない。

35 これに対して、企業結合との整合性を問う必要はないというコメントも散見される（例えば、企業会計基準委員会、オーストラリア勅許会計士協会 < Institute of Chartered Accountants in Australia > のコメント等を参照）。

36 米国では、非金融負債の会計処理問題については、もともとは偶発事象の会計処理問題として議論されてきたが、1990年代に入ると、金融保証債務、固定資産閉鎖債務等、個別の問題が生じるたびに会計基準が整備されてきた。

アプローチを定める会計基準に対して本質的な差異をもたらすのでなければ、負債または非金融負債を一括してそれに関する認識と測定の基準を設けることが合理的であるという結論になる。

なお、前述したように、負債の測定額としてどのような測定属性を参照するかによっても、測定の信頼性の内容は異なってくる。負債の分類に基づいて認識と測定の基準を設ける場合には、それぞれの分類に属する負債について異なる測定額を付すアプローチも必ずしも排除されるわけではない。以下では、負債の分類と測定の信頼性の可能性について検討するとともに、それぞれの分類に対して付すことが可能な測定額についても検討することとする。

(イ) 対価の有無

まず、負債を原始認識するに際して、対価の授受があったかどうか問題となる。ある負債を第三者から引き受けるに際して、対価の受取りがあれば、当該対価の大きさをもって当該負債の原始測定額とすることが可能となる。この会計処理は、資産の原始測定における支払対価主義に対する、いわば負債の原始測定における「受取対価主義」とでも表現すべき考え方に立つものであり、伝統的な取得原価主義会計と整合的である。ほとんどの金融負債について、原始認識および原始測定は、この受取対価主義に基づいて行われている。非金融負債の場合であっても、例えば、第三者の製品保証債務を、対価を受け取って引き受けた場合には、当該対価の額をもって負債の原始測定額とすることになる。

逆に対価の受取りがなければ、無償で引き受けた負債または自己創設(内部発生)の負債として考える必要があり、この場合には測定の信頼性が認識上の大きな障害となりうる。訴訟債務や資産除去債務等をめぐっては、このような自己創設負債の認識の問題が生ずる。

資産と対比して考えてみると、一般に、自己創設の無形資産については、将来の偶発事象に起因するもの(偶発資産)であっても、またすでにその存在が識別可能なものであっても、その認識が禁じられていると解されている。しかし、無償で譲り受けた資産については、無形の場合であっても、これを公正価値で原始認識する実務が受け入れられている。つまり、無対価のケースについて一律に認識を禁止するわけではなく、対象となる資産の識別可能性や原始測定額の信頼性等を勘案して認識の是非が判断されている。

負債についても、無償で引き受けた負債を公正価値で原始認識するということが自体が禁止されているわけではなく、例えば、保証債務の引受けに当たって保証料を受け取っていない場合であっても、保証料に相当する額を推定して原始認識することも可能である(FIN 45, par. 9(c))。自己創設の負債としては、資産除去債務のようにプロジェクトの開始後に発生する債務等が考えられるが、一般にこれらを一律に負債として認識しないという考え方は支持されていないように思われる。資産と対比して考えれば、とくに自己創設負債の認識には保守主義的な会計思考が働いており、原始認識される自己創設負債の範囲については資産と対照的に考え

ることはできない³⁷。それはリスク回避的な情報利用者のニーズに適合するものともいえる。

このように考えると、対価の受取りがあるかどうかは、少なくとも、負債として認識するか否かの決定的な識別基準とはならないと考えられる。対価の受取りがあれば多くの場合一定の測定の信頼性が認められるので負債として認識することになるだろうが、対価の受取りがないからといって直ちに負債認識を免れるというわけではない。対価の受取りは、むしろ負債の原始認識および原始測定に際しての十分条件を提供しているにすぎず、無対価のケースであっても認識が必要となる場合もあるとみべきであろう。

もっとも、このような対価の有無による分類も、IASB公開草案において示唆されているように、負債を第三者に移転するための支払額（解放原価）で測定する場合には、ほとんど意味がなくなってしまう。なぜなら、解放原価による測定は、対象となる負債をどのような対価を得て負担することになったのかということとは無関係であるからである。

（ロ）契約の有無と法的債務性の有無

負債は、また、「契約上の債務（contractual obligation）」からなる負債と「契約のない債務（non-contractual obligation）」からなる負債とに分類することができよう。IASB公開草案においては、「契約のない債務」として訴訟債務が取り上げられている³⁸。

「契約上の債務」であれば、将来の経済的資源の流出の蓋然性を評価するうえで、契約に定められた条項が測定のベンチマークとして機能することが期待される。反面、訴訟債務の場合、判決内容について蓋然性を評価するには多くの困難が予想されるところであり、「契約のない債務」は測定の信頼性の面で「契約上の債務」に劣ることが多いであろう。

また、契約の有無と似ているが、法的債務であるか否かも測定の信頼性に影響を及ぼす可能性があると考えられる。例えば、米国のFAS第143号では、資産除去債務のうち、法的債務に限定して認識と測定を要求している³⁹（FAS 143, par. 2）。IASBやFASBの概念フレームワークでは、負債の定義に含まれる債務として法的債務の

37 負ののれんについては、正ののれんと同様、一般に自己創設のものを認識することは認められていない。しかし、将来の営業損失を実質的に前倒し計上する、いわゆるリストラ引当金の性格を有する負債を認識する実務や非金融負債の帳簿価額を増額させる実務が散見されることから、自己創設の正ののれんよりも自己創設の負ののれんのほうが実質的には認識のハードルは低くなっているように思われる。

38 もっとも、IASBは、訴訟債務であっても、損害賠償を求める判決が下された場合に支払に応じる、現在の待機中の債務は存在しており、当該債務を負債として認識、測定することは免れないとしている。つまり、裁判所の強制力が契約の代わりになっているにすぎないとしている（par. BC46）。なお、この件につきIASBは、見直し作業を行っており、2006年12月現在、訴訟を提起されただけでは（判決が下されるまでは）直ちに負債の定義に該当する債務が発生しないという暫定的な結論を得ているようである。

39 もっとも、FAS第143号にいう法的債務は、禁反言の法理（promissory estoppel）に基づく債務等も含んでいるため、通常の法的債務の概念よりは広いものとなっている。

ほかに推定債務も含めており、FAS第143号の認識対象とすべき債務の範囲とは異なっている。通常の負債概念の内側に認識対象とすべき負債の範囲を画定する線を引くことは、その内と外において測定の情報信頼性に相違があることを示唆していると思われる（FAS 143, par. B16）。

（八）単一事象負債とポートフォリオ負債

負債を「単一事象負債（single-event liability）」または「ポートフォリオ負債（portfolio liability）」に分類する考え方も、負債の認識と測定に当たっては重要な意味をもっている。すでに述べた例に即していえば、「単一事象負債」とは1件の債務保証契約によって生ずる負債のことであり、離散的な確率分布が想定されている。他方、「ポートフォリオ負債」とは1,000件の債務保証契約によって生ずる負債のことであり、連続的な確率分布が想定されている。

つまり、問題の所在は、債務額（契約額）の総額が同額で、かつ生起確率で加重平均した期待値が同額である負債であっても、負債がもたらす将来のキャッシュ・フローの確率分布の形状によって、認識のあり方が変わってくるのではないかというところにある。相当程度に連続的な正規分布のような形状を想定することが可能であれば、期待値をとって測定することが比較的容易となる。蓋然性の程度は認識基準として要求する必要はなく、むしろ測定の局面において蓋然性の程度を織り込めばよい⁴⁰。

他方で、離散的な確率分布の場合、期待値をそのまま会計上の測定額としてよいか検討の余地がある。例えば、0か100かのキャッシュ・アウトフローがそれぞれ50%の確率で生じる場合、負債を50と測定したところで、結果として得られる実際のキャッシュ・アウトフローを当てることはできない。0のキャッシュ・アウトフローが生起すれば結果的に負債50は過大であって利益50が戻し入れられ、100のキャッシュ・アウトフローが生起すれば結果的に負債50は過小であって損失50が追加的に計上される。ここにおいて、伝統的に、蓋然性を認識要件として課し、期待値ではなく最頻値をもって測定するアプローチが採用されてきた経緯がある。

この問題については、情報を受け取る側の効用関数に依存するという意見がある（黒川 [2002]）。例えば、情報の受け手が事前の測定値と実際の結果と差異がないことを選好し、差異があればその額の大きさを問わないとする場合であれば、最頻値による測定が適合する。また、情報の受け手の側で事前の測定値と実際の測定値との差異が長期的に最小となることを選好している場合には、期待値（平均値）による測定が適合しよう。

このように考えれば、将来のキャッシュ・フローに関して離散的な確率分布をもつ負債、とくに「単一事象負債」をめぐる会計基準のあり方としては、社会平均的

40 ある負債からプラスのキャッシュ・フローが生じない場合等、対数正規分布のような形状を想定する場合には、いわゆるオプション評価モデルを利用することも適当であろう（岩村 [2007] を参照）。

な利用者側の選好としてどのようなものを想定するかが議論の前提となる。例えば、平均的利用者が事前の期待値と実際の測定値との間の差異を短期的にみて最小化したいと考えていると想定すると、「単一事象負債」と「ポートフォリオ負債」とで異なる会計処理を認める余地もあろう。すなわち、「ポートフォリオ負債」に対しては、IASB公開草案において提案されているように、期待値を用いて測定を行うのに対して、「単一事象負債」に対しては、最頻値によって測定するというアプローチである⁴¹。このようなアプローチを採用するのであれば、少なくとも両者を区別するための基準が必要となろう⁴²。

なお、従来、蓋然性要件は、認識の要否を判断する将来キャッシュ・アウトフローの範囲を限定する役割を果たしてきたといわれている。あまりにも僅少なものや質的重要性の乏しいもの（とくに「単一事象負債」にかかるもの）については、蓋然性要件がいわば認識の棄却要件として機能してきた。IASB公開草案のように、蓋然性要件を認識から測定の手続に反映させることで、「単一事象負債」の棄却要件としての機能を果たすものが失われてしまうという問題が指摘されている⁴³。

上述したような「単一事象負債」と「ポートフォリオ負債」に分類し、単一事象負債には最頻値による測定を、ポートフォリオ負債には期待値による測定を行うのであれば、最頻値がゼロであると認められる単一事象負債に対しては棄却が働くことになり、ポートフォリオ負債については個々には重要性が乏しい項目であっても全体の中にも含められてすべての項目が認識および測定の対象とされることになる⁴⁴。

もっとも、以上のような「単一事象負債」と「ポートフォリオ負債」の分類と測定の信頼性は、これらの負債を契約の履行に際して生じるキャッシュ・フローに着目する履行原価による測定を行うことに伴う問題である。逆にいえば、これらの負債について、再び引き受けるとすれば受け取るべき対価の額（現在受取対価額）や第三者に引き受けてもらうために支払うべき対価の額（解放原価）で測定する場合のように、当該負債の移転取引を想定する場合には、以上のような分類はほとんど問題にならない。なぜなら、いずれの分類に属する負債であっても、移転する場合であれば当該負債に価値があることは自明のことであり、その価値は期待値に基づ

41 蓋然性が乏しいのであれば、最頻値はゼロと評価される。なお、「単一事象負債」の認識に際してだけ蓋然性要件を課すと、概念フレームワークのレベルにおいても、負債の定義・認識・測定について統一的に整理する概念を形成することは困難になる。

42 例えば、「単一事象負債」の出口価値による測定は、主観的となり、また、通常のビジネスでは将来のキャッシュ・フローの予測に役立たないので、不適当であると主張される（例えば、フランス国家会計審議会< Conseil National de la Comptabilité >、ドイツ会計基準委員会のコメント等参照）。

43 企業会計基準委員会のコメントを参照。なお、「測定の信頼性」の要件は、棄却要件として機能すると思われるが、これを適用した場合、蓋然性要件を適用した場合と比較してみると、すべての非金融負債の存在の有無を確認しなければならないという追加的な事務が生じるであろう。

44 ほかに考える案としては、減損会計で導入したような認識要件を適用する前に適用候補を質的要件に照らして絞り込む「兆候」の判断がある。非金融負債の認識に際して質的要件たる兆候を設定する案は検討に値すると思われる。なお、IASBは、負債の定義を満たすかどうかの局面において「兆候」を設定することを検討中であると伝えられている。

いて測定されるべきであるからである。したがって、本末転倒ではあるが、「単一事象負債」と「ポートフォリオ負債」の分類に伴って生ずる測定上の問題を回避しようとするのであれば、現在受取対価や解放原価等の負債の移転を想定する測定額を（とくに「単一事象負債」に対して）採用するアプローチも考えられよう。

実際、IASB公開草案における「合理的支払額」は、後述するが「解放原価」を意味するとも解釈できる面もある。これは、資産の場合でいえば、正味売却価額に相当するものである。だとすれば、「単一事象負債」と「ポートフォリオ負債」を区別して測定のあり方を考える必要はなく、いずれについても期待値に基づいた測定を行えばよいことになる。

（二）データベースの利用可能性

負債から生じる将来のキャッシュ・フローの予測に際して、それに利用できるデータベースの存在の有無ないしその充実度が認識および測定のあり方に影響を及ぼす可能性がある。すなわち、負債の直接的測定のためのインプット情報を入手するに当たり、データベースの存在の有無ないしその充実度が測定の信頼性に影響を与え、負債の認識要件に影響を与えたと考えられる⁴⁵。

例えば、保証債務については、保証先の企業に関する財務格付等の市場情報が入手可能であり、それらのデータベースを利用して測定を行えば、相当程度の信頼性のある測定が可能であろう⁴⁶。この信頼性の程度は、貸付金等の債権の測定と同等程度であると考えられる（川村〔1999〕）。一方で、個別性の高い訴訟事件にかかる訴訟債務の測定に当たっては、このようなデータベースの利用は期待できないであろう⁴⁷。また、製品保証債務については、当該企業が内部的に蓄積した過去の実績に関するデータベースを利用することが可能であれば、相当程度の信頼性が伴った測定値を得ることが可能であろう。

このように考えれば、資産の測定について当然に問われているはずのデータベースの充実度を考慮した、負債の認識および測定が必要となろう。とりわけ、4節(2)

45 従来から、負債の2次的な引受けに関する市場性の違いが負債の認識および測定のあり方に影響を及ぼし、そのような市場があれば公正価値による負債の評価も意味があると指摘されている。ここでは、このような引受市場が存在しなくとも、関連する市場から情報を得ることができれば十分である。

46 徳賀〔2003〕では、債務保証の評価について、オプション評価モデルの適用可能性が指摘されている。

47 個別の非金融負債の認識の問題では、とくに訴訟債務の認識の問題について多くの反対意見が寄せられている。主に、敗訴する可能性が低い訴訟の債務についてまでも認識することは不適切であること（例えば、Deutsche Bank）、訴訟債務の公正価値の測定には信頼性が乏しいこと（例えば、企業会計基準委員会、日本公認会計士協会。とくに離散型の確率分布をもつ訴訟債務のキャッシュ・フローの見積りに基づく測定は信頼性が欠如している〈Deloitte Touche Tohmatsu International〉と指摘されている）等が理由として挙げられている。その他にも、訴訟債務が負債の定義を満たすかどうかについて疑問を投げかける意見もあり、例えば、訴訟の開始をもって「待機中の」債務が発生することには疑問があること（むしろ主要な争点について裁判所の判断が下された時点と解すべきこと）（ドイツ会計基準委員会、オーストラリア会計基準審議会〈Australian Accounting Standards Board〉等）過去の事象との因果関係が明確でない場合があること（むしろ一般的なビジネスリスクの認識につながりかねないこと〈KPMG International〉）等が指摘されている。

口(八)において述べた「ポートフォリオ負債」については、内外のデータベースの充実が期待されると考えられることから、期待値を用いた測定を行っても、一定程度の測定の信頼性は確保されよう。

(3) 負債の測定

イ．公正価値と「合理的支払額」

(イ) 負債にかかる「企業にとっての価値」

負債の測定をめぐる問題を考えるうえで、そもそも代替的にどのような測定値が考えられるのかを整理しておく必要がある。まず、負債に付すべき測定値をいわゆる入口価値 (entry value) と出口価値 (exit value) に分類して考えると、負債の入口価値としては受取対価額 (consideration amount) が考えられ、さらにこの測定値は歴史的受取対価額 (historical consideration amount) と現在受取対価額 (current consideration amount) に分類することができる。資産の場合であれば、その入口価値は取得原価 (acquisition cost) であり、さらに歴史的な原価 (historical cost) と再調達原価 (replacement cost) に分類することができる。

これに対して、負債の出口価値は、清算価額 (settlement amount; 資産の場合における回収可能価額に対応) であり、履行原価 (cost of performance) と解放原価 (cost of release) とが考えられる。資産の場合であれば、その出口価値は回収可能価額 (recoverable amount) であり、さらに使用価値 (value in use) と正味売却価額 (net selling price) が考えられる。負債の履行原価は、当初の契約ないし目的に従い、負債の目的たる給付を履行するために要する原価であり、解放原価は負債を第三者に引き受けてもらうために要する原価である。

このような負債の代替的な測定値について、一定の観点から整理する考え方として「企業にとっての価値」(value to the firm) または「解除価値」(relief value) の考え方がある⁴⁸。この概念は、当該負債が解除されたと仮定した場合に得られるであろう便益である⁴⁹。そして、この額は、入口価値と出口価値との比較によって決定される。現時点での解除を想定するので、入口価値である受取対価額としては現在の受取対価額を採用することになるが、出口価値として採用しうる測定値である現在の履行原価と解放原価については選択が働く。すなわち、合理的な経営者であれば、債務の履行と解放のいずれか有利なほうを採用するであろうから、履行原価と解放原価のいずれか低いほうを弁済可能額として想定することになる。

48 Baxter [1975] pp. 138-142、Kulkarni [1980] 等を参照。最近のものでは、英国会計基準審議会 (ASB) から公表されたペーパーであるLennard [2002] がある。本稿で用いられている用語は、主としてLennard [2002] に依拠している。

49 ASB [1999] では、「負債の解除価値は、報告主体が自己を当該負債から解除しうる最小の価額であり、言い換えれば当該負債を仮想的に清算しうる最小の価額である」(par. 6.9) としている。文脈からは、資産の「企業にとっての価値」から派生的に記述されているものであるが、「解除価値」に相当する記述であるかは明確でないように思う。

さらに、入口価値である受取対価額と出口価値である清算価額との関係を問う必要がある。「受取対価額 > 清算価額」の場合であれば、解除された当該負債と同等の負債を新規に負担することによって便益を得ることができるので、受取対価額で測定することが合理的である。他方、「受取対価額 < 清算価額」の場合であれば、当該負債と同等の負債を新規に負担しても便益は得られないから、当該負債を新規に負担しないことのほうが合理的であり、清算価額で測定することになる。

このような負債の「企業にとっての価値」は、一般に、次のように整理されている (Lennard [2002] par. 33)⁵⁰。

$$\begin{array}{c}
 \text{負債にかかる「企業にとっての価値」} \\
 = \text{高いほう} \\
 / \quad \backslash \\
 \text{(入口価値)} \quad \text{(出口価値)} \\
 \text{受取対価額} \quad \text{清算価額} \\
 = \text{低いほう} \\
 / \quad \backslash \\
 \text{履行原価} \quad \text{解放原価}
 \end{array}$$

「企業にとっての価値」をベースとしてさまざまな会計の体系が提唱されているが、資産に関連しては、多くの状況において、剥奪のみで取替更新をしない状況を仮定できる場合 (すなわち、「再調達原価 > 回収可能価額」のとき回収可能価額で測定する場合) を除き、再調達原価で測定することになることが指摘されている。同様に、負債についても、多くの状況において、解除のみで借換えをしない状況を仮定できる場合 (すなわち、「受取対価額 < 清算価額」のとき清算価額で測定する場合) を除き、受取対価額で測定することになると考えられる (Solomons [1986] pp. 173-176)。

IASB公開草案では、すでに述べたように、非金融負債の測定を「公正価値」ではなく、「合理的支払額」によって行うとされている⁵¹。この「合理的支払額」

50 なお、資産にかかる「企業にとっての価値」は次のように整理されている。

$$\begin{array}{c}
 \text{資産にかかる「企業にとっての価値」} \\
 = \text{低いほう} \\
 / \quad \backslash \\
 \text{(入口価値)} \quad \text{(出口価値)} \\
 \text{再調達原価} \quad \text{回収可能価額} \\
 = \text{高いほう} \\
 / \quad \backslash \\
 \text{使用価値} \quad \text{正味売却価額}
 \end{array}$$

51 なお、前述したように、FASBでは、公正価値による測定が基本とされる (FAS 143, pars. 3, 7-9等参照)。

(amount that an entity would rationally pay to settle or transfer the obligation) について、「企業にとっての価値」の観点から検討すると、字義どおりに解せば、当初の目的に従った履行も第三者への移転（解放）もともに想定されていると思われる。したがって、それは、履行も解放も選択肢に含めた「清算価額」を意味していると解される。しかし一方で、公開草案は市場から直接的に「合理的支払額」の証拠を得られる場合を指摘し、得られなければ「期待キャッシュ・フロー・アプローチ」を用いて「合理的支払額」を見積ることを許容していることから、資産の場合における公正価値と類似した測定手続を想定していることがわかる。この意味では、「解放原価」を表現していると解される。

「解放原価」による測定を要求しているのであれば、将来のキャッシュ・フローを見積って行う測定手続を適用するに際して最頻値ではなく期待値をとることになるほか、対価の有無や単一事象負債とポートフォリオ負債の区別の問題も測定とは無関係になる等、結論は比較的単純である。その一方で、そもそも第三者への移転を想定した解放原価が非金融負債の測定属性として目的適合性を有するのかが問われなければならない。上述した負債にかかる「企業にとっての価値」の議論からは、出口価値で負債を測定することに合理性が認められる状況（「受取対価額 < 清算価額」の場合）に限られており、入口価値で測定することに合理性が認められる状況もあることが理解されよう。この問題は、非金融資産の測定を継続的に正味売却価額（または公正価値）で行うことをめぐる問題と同質の問題を含んでいる⁵²。

(ロ) 「合理的支払額」とリスク調整

上述したように、IASB公開草案では、非金融負債の「合理的支払額」を現在価値によって推定するに当たって期待キャッシュ・フロー・アプローチを用いることが示されている。そこで検討すべき重要な問題の1つが、測定値に将来キャッシュ・フローにかかるリスクをどのように反映させるかという、リスク調整の問題である。

負債の場合、リスク調整前キャッシュ・フローに対してリスク調整を行うと、キャッシュ・フローの額にリスク調整額を加算するので、測定額が大きくなる。キャッシュ・フローをリスク調整しない場合には、割引率を調整することになるが、割引率は、リスク調整後は低くなり、結果として測定額はやはり大きくなる (IASB [2005a] pars. 38-40)。

このことから、少なくとも、他の条件が同じであれば、資産として測定する場合と負債として測定する場合のそれぞれにおいて、測定額が異なることになる。つま

52 周知のように、とくに金融負債の公正価値測定については、負債の清算に必要な資金を準備して第三者への移転を想定することが現実的ではないとして、公正価値の目的適合性について疑問を呈する意見が数多く表明されている。非金融負債の公正価値測定にも同様の問題が存在すると考えるが、非金融負債は金融負債よりも主要な事業との関係がより密接である可能性が高く、公正価値測定に伴う問題はより深刻になりうると考えられる。

り、両者の関係は左右対称ではない。このような非対称的な関係は、例えば、利用者側のリスク選好による説明が可能である。一般に、投資家等の利用者は、純資産に対する下方リスクに対して回避的であるといわれている。だとすれば、情報の作成者側において、資産に対しては下方に評価するバイアスがかかり、負債に対しては上方に評価するバイアスがかかる。これは、資産の評価と負債の評価とが均衡を失しているという意味ではなくて、純資産に対するバイアスの面からは整合的であることを意味している。そして、そのような（過度ではない）バイアスがかかった測定値こそが、特定のリスク選好を有する情報の利用者にとっては、より効用が高いと考えられる⁵³。

「公正価値」は、そもそも、取引の意思のある当事者間で合理的に成立する価格をさしており、そこにはいわゆる一物一価の前提がある。しかし、資産のポジションを有する側と負債のポジションを有する側で捉え方が違うというのでは、公正価値の概念に合致していないとも考えられる。

また、後述するが、公開草案の対象には、負債にかかる契約の負担増加の場合も含まれており、その場合には、当該負債にかかる契約を維持するために追加的に発生する負担増加額を負債の測定額に加算することになる。この場合においても、負債を合理的支払額によって測定することになる。この会計処理自体は、資産の減損の会計処理に相当するものであり、減損が生じた資産を回収可能価額で測定するのと同様、負担増加が生じた負債も清算価額、すなわち「合理的支払額」によって測定するということである。

ロ．非金融負債の再測定

非金融負債の会計処理は、非金融資産の会計処理との関係からも検討する必要がある。現在の支配的実務によれば、非金融資産は、取得原価に基づいて原始認識と原始測定を行い、減価償却等による取得原価の期間配分を行い、さらに必要な価値毀損に対しては減損処理を行っている。

減損処理との関係については後述するが、少なくとも非金融資産は取得原価を基調に会計処理を行うにもかかわらず、非金融負債を（公正価値に近い）合理的支払額によって継続的に再測定することについては検討の余地が残されている。

非金融資産の会計処理との整合性を主張するのであれば、非金融負債についてもまずは歴史的対価受取額によって測定し、これを収益として期間配分していくという方法が考えられる。例えば、金融保証債務については、受け取った保証料（無償のときは、有償であれば受け取っていたであろう同等の対価）をもって原始認識と原始測定を行い、保証期間にわたって収益に振り替えていく方法が該当する。ある

53 上述した「企業にとっての価値」の観点からも、資産の測定と負債の測定が対称的でないことは明らかである。ある企業が有するある金融資産について再調達価額が100で正味売却価額が110であるとしよう（取引コストは無視する）。当該資産を負債のポジションとして有する他の企業の立場からは、現在受取対価額が110であり解放原価が100となる。前者の企業にとっての、資産にかかる企業にとっての価値は100であり、後者の企業にとっての、負債にかかる企業にとっての価値は110である。

いは、資産の場合であればプロジェクト終了時点でゼロ（または残存価額）に収斂することを想定して取得原価を費用（減価償却費）として期間配分していくことになるが、負債の場合は、プロジェクト期間中において清算に要するコストがゼロとなることを想定することが困難であれば、むしろ償却しないで原始測定額のまま繰り越す方法も認められよう。

IASBが提案している非金融負債の継続的再評価も、企業結合時に認識した非金融負債を貸借対照表において継続的に認識していくために必要とされたルールという面がある。そもそも通常は認識しない非金融負債について、認識後の会計処理のルールがなかったことは当然であり、負債についても、継続的再評価のみならず、単純に期間配分をする処理や原始測定額のまま繰り越す処理を認める余地もあるのではないかと思う⁵⁴。

八．減損会計との関係：契約の負担増加

また、非金融資産については、確かに継続的再評価を行わないが、当該資産が具現化している投資プロジェクトの収益性が低下した場合、その状況を反映させる会計処理が行われている。すなわち、減損会計の適用である。減損会計の適用は、第一義的には特定の非金融資産の評価の問題として捉えられているが、プロジェクト全体の収益性評価の面もある。プロジェクト全体の収益性が低下した場合には、当該プロジェクトを構成する資産の帳簿価額を使用価値（より正確には回収可能価額）まで切り下げ、従前の帳簿価額と使用価値との差額である減損損失は構成資産に配分されることになる⁵⁵。つまり、プロジェクト全体の収益性の低下が当該プロジェクトを構成する長期資産の帳簿価額に反映させられているわけである。

問題は、会計上の資産が存在しないプロジェクトの場合である。プロジェクトのベースとなる事業所等の固定資産を取得せず、例えばオペレーティング・リースによって調達しているケースを考えればよい。長期性の非金融資産が存在していれば、当該プロジェクトの収益性を資産の帳簿価額を減額する形で反映させることも可能であるが、そのような資産が存在しない場合には、当該プロジェクトの収益性の低下を負債に反映させる会計処理が考えられる。これが負債にかかる契約の負担増加の問題であり、資産の減損処理と対称的な負債の会計処理の問題である⁵⁶。また、保険のように、プロジェクトの成果としてのキャッシュ・フローをあらかじめ受け取っている場合においても、負債（責任準備金）を増額させる会計処理が必要とされる⁵⁷。

54 企業結合の際に認識される負債の会計処理については、負担増加がなければ原始測定額でそのまま繰り越すか、償却後の帳簿価額とすることを規定すれば技術的には足りると思われる。

55 一方で、当該資産の公正価値が下落した場合であっても、帳簿価額を回収できる十分なキャッシュ・フローを獲得できるのであれば、帳簿価額を切り下げる会計処理は必要でない。

56 Lennard [2002] を参照。なお、わが国においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引によって営業用の物件を調達し、当該物件に減損が生じているような場合、売買処理に準じた会計処理を採用したならば認識したであろう資産の減額の代わりに、負債（リース減損勘定）を設定する実務が行われている。

57 負債十分性テスト（liability adequacy test）とよばれている実務である。

さらに、同一プロジェクトに長期性の非金融資産と非金融負債が存在する場合についても検討の余地がある。プロジェクトの全体について、(資産から負債を控除した正味の)帳簿価額よりも回収可能価額が低下した場合に、当該低下した額を損失額として把握し、その額を非金融資産と非金融負債に按分する等の会計技法が必要となろう⁵⁸。非金融負債に按分される損失は、非金融負債の帳簿価額を増加させることになる。この意味でも、非金融負債の負担増加は、非金融資産の減損と整合的に考えなければならない問題である。

以上のように、非金融資産に対する減損会計との対比で非金融負債の会計処理について考えた場合、少なくとも減損会計と同等の会計処理である、負債の負担増加の会計処理が要求されることになると解される⁵⁹。

(4) 小括

以上の検討から、今後の非金融負債の定義、原始認識および原始測定、ならびに再測定のあり方を考えるうえで、代替的な複数の方向性を識別することができる。

第1は、従来どおり、非金融負債の原始認識に際しては一定の閾値を蓋然性要件として課し、最頻値を会計的認識額とするアプローチである。すでに述べたように、この最頻値は、一定の蓋然性が満たされる状況下において見積られる条件付の測定値としての意味をもっている。貸借対照表において認識および測定される金額は、最も起こりうる将来のシナリオに基づく、最も確からしい金額としての意味をもつ。

そもそも財務諸表は、企業に関して設けられたさまざまな前提に立脚して作成されている。最も有名なところでは、継続企業の前提が挙げられる。企業の財務諸表は、当該企業が清算されず継続すると仮定した場合において利用者が必要とするであろう情報を提供するものとされている。それは、継続企業という、最も確からしい将来のシナリオのもとで作成されている。だとすれば、第1のアプローチのよう

58 あるいは、プロジェクト(資産・負債グループ)を構成する各資産および各負債との評価と切り離して、別途の科目を設けて損失の会計処理を行うことも可能であろう。すでに述べたように、会計上認識されるべき長期性の資産や負債が存在しない長期プロジェクトの場合、減損処理等で認識されるべき損失の額に見合う勘定科目を別途設けて、当該勘定において損失を引当計上する方法が考えられる。この会計処理であれば、長期プロジェクトについて会計上認識されるべき資産や負債を有していない場合でも、特段の会計処理を行わなければ将来の期間において計上されるであろう損失を当期の損失として前倒して計上することが可能となる。また、資産や負債の価額も別途の操作が不要であるので、取得原価等を基礎とする測定額を引き続き採用することができる(賃貸借処理される所有権移転外ファイナンス・リース取引によって調達した物件に減損が生じた場合に、負債として計上される「リース資産減損勘定」もこれに該当する。また、いわゆるリストラ引当金の問題も、資産・負債から構成されるプロジェクトの収益性評価の問題と関連しており、特定の資産や負債の帳簿価額を修正しないで独立の科目で損失を処理するものである)。

59 伝統的な収益費用アプローチからは、FAS第5号や「企業会計原則」において明らかなように、資産の減損処理(評価性引当金)と負債の追加計上(負債性引当金)が並列的に考えられてきた。資産負債アプローチでは、資産の減損と負債の負担増加を切り離して考えられており、とくに負債についてその認識対象を拡大する方向にある等の指摘もある(加藤[2006]59~75頁)。

に、一定の蓋然性が満たされる状況下における、条件付の測定値として非金融負債の認識および測定を行うことは、特異な会計処理というわけではない。しかしながら、一方でこのアプローチによると、蓋然性の判断に恣意性が不可避免的に介入する問題点（Botosan *et al.* [2005]）、金額的に重要な負債がその蓋然性が一定の閾値に達していないために認識されない問題点、さらに一定の閾値を超えたときに負債の開示が利用者にとって予想外の情報となってしまう問題点等も指摘されており、完璧なものではないこともまた明らかである。

第2は、IASB公開草案が示すとおり、負債の定義、認識および測定にわたって、将来事象に関する情報を非金融負債の測定値に反映させるアプローチである。このアプローチからは、一定程度の測定の信頼性が伴うものであれば、すべての非金融負債について貸借対照表において原始認識と原始測定を行い、さらに継続的に公正価値（または「合理的支払額」等）による再測定を行う会計処理が導かれることになる。負債の定義から議論を出発させて、その原始認識・原始測定・再測定の議論を展開させると、以上のような結論が得られやすい。しかしながら、この会計処理は、資産の側の処理との対比でいえば、非金融資産を公正価値（出口価値）で継続的に測定する会計処理と同等である。このような処理が情報の作成コストの観点、信頼性の観点等から、大きな問題をはらんでいることは、一般的にいわれているとおりである。また、公正価値による継続的な測定は、負債の第三者への移転を前提とするものである点も問題点として指摘することができる。受取対価額が清算価額よりも大きい場合等、入口価値による測定が適当と考えられるケースもあり、一律に出口価値によって測定するのではこのようなケースを無視することになる。さらに、そもそも将来に関するすべての情報を織り込んで、貸借対照表を作成することは現実的ではないし、信頼性に乏しい期待値1つを開示しても将来キャッシュ・フローの状況について語られるものはあまり多くない。

第3は、非金融資産の会計処理とのアナロジーによって非金融負債の会計処理を考えるアプローチである。非金融負債が、非金融資産と同様に企業の遂行する事業プロジェクトを構成するストックであると捉えれば、その会計処理については非金融資産の会計処理との整合性を考える必要がある。具体的には、負債の原始的な認識および測定に際しては、対価の受取りがあった時点で当該受取対価額を用いて測定し、その後は、プロジェクト終了時点で期待される当該負債の清算価額⁶⁰まで受取対価額を規則的に配分する⁶¹。その後、非金融負債について負担が増加し、非金融負債の清算価額が増加し、負債の帳簿価額を上回る場合には、当該清算価額で評価し、従前の帳簿価額との差額を損失として認識する。このような負債の負担増加

60 資産の場合であれば、残存価額に相当するものである。

61 プロジェクト終了時点で期待される清算価額が、原始認識額を超える場合には、当該負債の帳簿価額をそのまま繰り越す等の方法も考えられる。また、原始認識後に当該終了時の清算価額が増大したときには、当該増大後の清算価額に達するように償却のパターンを変更する必要があると生じるであろう。これは、資産の側という臨時償却の手續に該当する。もっとも、後述する負債の負担増加の会計処理を行えば、臨時償却の処理は必ずしも要しないと思われる。

の会計処理は、当該負債を含めた資産・負債グループについて回収可能価額の低下（または清算価額の上昇）が観察される場合にも、資産の減損と負債の負担増加に対して統合的な会計処理を行うことを可能にするであろう。さらに、この処理は、負債にかかる「企業にとっての価値」の概念ともほぼ整合的である。

筆者は、このような第3のアプローチが非金融負債の会計処理として最も現実的な解答を与えることができるのではないかと考えている。第3のアプローチでは、非金融負債は、対価の受取りがあった時点において当該受取対価額で認識されるので、外部から引き受けた負債については通常原始認識が行われる⁶²のに対して、内部から発生した負債については直ちに認識が行われることはない。このため、負債の原始認識の段階では（とくに認識棄却の要件として）蓋然性要件を設定する必要はなく、負債の定義にも認識要件にも一定の蓋然性を含める必要はないであろう。蓋然性の程度については、負債の原始認識ではなく、負債の負担増加の問題として考え、資産の減損損失の認識において設定されている要件との整合性を考えれば足りるであろう。このような第3のアプローチから、IASB公開草案における諸提案について考察してみると、さらにいくつかの知見を得ることが可能であろう。

まず、IASB公開草案は、負債の原始測定額がゼロでその後も当該測定額が維持されている状況を仮定すると、第3のアプローチの必要十分な内容を備えている。従前の帳簿価額がゼロであれば、当該額と比較すべき清算価額がプラスの値をとっていれば、貸借対照表において認識かつ測定すべき額は当該清算価額（合理的支払額）である。逆にいえば、原始測定額を受取対価額によって測定していれば、その後は、当該原始測定額（または償却後の帳簿価額）⁶³とその後の清算価額とを比較していずれか大きいほうで評価することになる⁶⁴。したがって、IASB公開草案が示す提案では、従前の帳簿価額が清算価額よりも大きいケースにおいても清算価額によって評価することになり、このケースでは負債の帳簿価額を切り下げることによって（プロジェクトの終了前にもかかわらず）利益を計上する結果を招くことになる。内部的に生ずる負債については、原始測定額をゼロと仮定することには問題がないので、ほぼIASB公開草案は規制の対象とすべきものを視野に入れているが、その一方で、第三者から引き受けた場合やパーチェス法が適用される企業結合によって負担する場合も考慮に入れれば、従前の帳簿価額よりも清算価額が大きくなっている場合にのみ帳簿価額の切り上げを要求する措置を講じる必要がある。このような措置を講じれば、非金融負債の測定額の切り下げに伴う評価益を認識するような事態も避けられることになる。

62 もちろん、すでに述べたように、外部から無償で引き受けた負債については、その時点における負債の公正価値をもって原始認識額とし、それと同時に無償引受に伴う費用が計上される。

63 「企業にとっての価値」の観点から、より厳密には、原始測定額（または償却後の帳簿価額）に代えて、現在の受取対価額をとるべきである。ただし、現在の受取対価額については、その目的適合性を疑問視する意見もある（佐藤 [1998]）。

64 現行のIASB基準の中にも、入口価値と合理的支払額を比較していずれか高い価額とする規定が存在する。2節(2)における金融保証の会計処理の記述を参照されたい。

もっとも、このような負債の帳簿価額の修正については、すでに指摘しているように、資産の減損会計との整合性を考慮する必要がある。IASBは、IAS第36号において、蓋然性基準ではなく経済基準による減損損失の認識要件を定めており、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に減損損失の認識と測定を行うこととされている（IAS 36, par. 59）。IASB基準の内的な整合性からみれば、非金融負債の負担増加の処理に際しても、蓋然性要件は撤廃して、帳簿価額を清算価額が上回っていることだけ（とくに従前の帳簿価額がゼロであれば清算価額がプラスの値であることだけ）を要件とすればよいことになる⁶⁵。

また、IASB公開草案においては、非金融負債を現時点の「合理的支払額」によって継続的に測定することが提案されている。この「合理的支払額」は、すでに述べたように、公正価値そのものを表すものではなく、履行原価と解放原価とを比較していずれか小さいほうの額を表す「清算価額」を表すものと解釈しうる。しかしながら、IASB公開草案では、このような2つの選択肢が明確に示されているわけではないので、このような構造を明確に規定する必要があるだろう。

「合理的支払額」による継続的な測定に関連する問題として、負債の測定額が増大していくケースであれば問題はないが、測定額が減少するケースは、資産の場合でいう「減損損失の戻入れ」に相当する問題が指摘できる。IAS第36号との内的な整合性から考えれば、IASB基準では減損損失の戻入れを原始取得原価まで行うことが義務付けられていることから、負債の測定額を減額するケースも負債の原始測定額（または負担増加の処理を行わなかったら到達していたであろう償却後の帳簿価額）を下限として損失の戻入れを行うという結論が得られる⁶⁶。したがって、每期継続的に「合理的支払額」によって測定することでほとんどの状況がカバーされているが、原始測定額がある場合にはそれ未満にまで測定額を切り下げる必要はない⁶⁷。

65 このような資産の会計処理とのアナロジーを展開すると、例えばわが国では別の結論を導き出すことが可能と主張されよう。というのも、減損損失の認識についてわが国では蓋然性基準を採用しており、負債の負担増加の認識についても蓋然性要件を設定することが整合的であるかもしれないからである。しかし、具体的に採用されている認識基準は、減損損失を認識すべき資産について従前の帳簿価額と割引前の将来キャッシュ・フローを比較して「帳簿価額 > 割引前キャッシュ・フロー」という状態でない限りはならないというものである。この基準は、当該資産の帳簿価額を中間利息を含めても回収できない状態にあるときに減損損失を認識するというものである。したがって、負債の場合に、「帳簿価額 < (割引後) 清算価額」の状態であれば、(割引率がマイナスでない限り) 中間利息を考慮するまでもなく、将来損失が生じる状況であるから、資産の減損損失について求められるような蓋然性要件は不要であると考えられる。もちろん、「減損の兆候」に類する質的要件を定めることも別途検討の余地がある。

66 損失の戻入れについても、わが国の会計基準では別途の結論を得ることが可能である。すなわち、わが国では、減損損失の戻入れが禁止されており、それとのバランスから非金融負債の帳簿価額を切り下げて利益を計上することを禁止することが主張されよう。もっとも、非金融負債の中には、製品保証債務のように、短期間に入れ替わる性質を有するもの（revolving account）が含まれており、このような負債については再測定による利益計上が禁じられるべきではないと思われる。

67 資産のケースで残存価額の見積りを変更して償却パターンを変更する場合も考えられる。当該処理によって、実質的に当初予定の帳簿価額を超えることになる場合もありうる。負債のケースでは、プロジェクト終了時点での負債の清算価値が原始測定額（または当初予定の帳簿価額）未満になる場合がこれに当たるが、同様に、臨時償却による償却益を計上する場合もありうると思われる。

さらに、本稿では、非金融資産の減損と非金融負債の負担増加について、アナロジーを展開してきたわけであるが、資産と負債をまたがるグルーピングを想定して、そのような資産・負債グループに対して減損会計を適用することも考えなければならない⁶⁸。この場合、資産の減損と負債の負担増加について整合的な会計処理を考えなければならないことは当然であるが、その一方で実はすでに、資産の減損会計を行う実務において、負担増加した負債を実質的に認識かつ測定しているのではないかという推測も可能であろう。例えば、十分に大きな額の非金融資産を所有している企業が減損会計の適用に際して将来のキャッシュ・フローを見積った場合を考えると、当該キャッシュ・フローの額には、製品保証等に代表される営業上の支出が含まれているはずである。だとすれば、本来、非金融負債として計上すべき項目が資産の帳簿価額を減額する形で財務諸表に反映されてしまっている可能性がある。これは、例えば、製造物責任や環境回復義務等に関連するキャッシュ・フローについてもいえることであろう⁶⁹。このように考えれば、IASB公開草案が対象としている実務の一部はすでに行われていることであり、公開草案で追加的に明示すべき事項は、特定の資産と負債の相殺禁止（グルーピングの適用範囲）を明確にすること等に限られ、実はそれほど多くないのかもしれない⁷⁰。

5．おわりに

以上、非金融負債をめぐる会計問題について、近年の基準設定の動向を参考にしながら、検討を加えてきた。

概念フレームワークが形成されてから、会計のグランドデザインは、資産負債アプローチと収益費用アプローチという2つのアプローチを対立軸として分析されてきた。今回の非金融負債の問題も、一連の資産負債アプローチに基づいて個別の会計問題を解決していこうとする動向の延長線上に考えることができる。とくに、そもそもの検討の動機が企業結合時に認識される非金融負債との整合性を図るため、通常時においても不確実性のある負債を随時認識していくということにあったようである。

一般に、完全市場を想定すれば純資産の価値を会計が直接求めることになるが、経営者と投資家との間に情報の非対称性が存在する不完全な市場を想定する場合、経営者が有する私的な情報を開示制度を通じて投資家に伝達し、投資家はその情報

68 より一般的な財務諸表項目のグループ化の問題については、川村 [2005] を参照。

69 ただし、キャッシュ・フローとして最頻値をとり、かつ支出が生ずる蓋然性がない場合であれば、ゼロ評価するということになる。このときは、負債にかかるキャッシュ・フローの蓋然性評価は当該減損処理に反映されていないことになる。

70 残された課題は、資産が存在しないケースにおいても減損損失を認識して負債を認識すべきこと、負債の負担増加の会計処理の適用に際してキャッシュ・フローを期待値で見積ること等を明らかにすること、適用すべき具体的なケースについて実務的な指針を提供すること等である。

を基に自己責任で投資意思決定を行うことが想定されている。この想定のもとにおいては、経営者が責任をもって伝達すべき情報は客観的な事実とすべきであり、期待を形成するのは投資家の役割として一定の線が画されている（企業会計基準委員会〔2006〕第1章）。一方で、このような市場を想定することは、洗練された投資家を想定することであり、市場に伝達された情報はまたたく間に市場において消化され価格形成に反映されることが前提とされている。いわゆる市場の効率性の仮定である。

この市場の効率性については、それを支持する一定の研究成果が蓄積されてきたものの、最近ではむしろ市場に存在する不規則性（アノマリー）を突き止め、市場の効率性に一定の留保を与える研究成果が注目を集めているようである。そのような市場の設定においては、会計が果たすべき役割は何かについて、改めて検討しなければならない。1つの解釈としては、経営者（および監査人）自身が企業の有するストックの価値を直接に測定し、その価値をそのまま（あるいは一定の説明を加えて）市場に伝達するというシナリオが考えられる（Scott〔2003〕pp. 174-212）。収益費用アプローチによる会計数値を市場が適切に消化できないというのであれば、むしろ信頼性の面で劣る数値であっても直接的にストックの情報を投資家に開示するという結論も考えられることになる⁷¹。このように考えれば、本稿で検討の対象とした非金融負債の会計も、会計が依拠すべき市場インフラや開示制度の枠組みに依存するということになる。例えば、企業結合の実務等を通じて、資産および負債の測定のためのインフラが整備されてきていること等にかんがみれば、非金融負債のうち、一部の測定可能なものについては、会計の側で責任を負担して認識および測定を行うべき時期に来ているのかもしれない。

また、本稿では、主として、非金融資産に適用される会計処理、とくに減損会計の観点から、非金融負債の会計処理を検討してきた。減損会計については、もともと評価の手續に属するのか配分の修正の手續に属するのかといった議論が繰り返されてきた⁷²。見方を変えれば、減損会計は、収益費用アプローチと資産負債アプローチを一段高い次元で融合した会計処理と捉えることも可能であろう。減損会計の基礎の1つには「企業にとっての価値」の考え方があるといわれているが、これは、代替的な複数の測定値の選択の方法を規定する一種のアルゴリズムを与えるものである⁷³。このような観点から非金融負債の会計処理の問題を検討した結果、

71 これは、いわば伝統的に投資家側の責任とされていた企業評価の作業の一部を経営者（会計専門家）側に移転することを意味している（斎藤〔2002〕等を参照）。

72 詳しくは、米山〔2003〕等を参照。

73 しかしながら、「企業にとっての価値」も一定の選択のルールを与えただけで、また完全なものとはいえないとも指摘されている（Whittington〔1983〕p. 137、訳書：辻山〔2003〕159頁）。例えば、剥奪されてからの取替補充されるまでのタイムラグの問題がしばしば指摘されている（中野〔1987〕82～85頁、Stark〔1997〕）。また、最近では、収益認識における履行債務の測定について公正価値と比較して剥奪価値の優位性を主張する見解（Macve and Serafeim〔2006〕）、現実的な市場を想定して剥奪価値のモデルを修正した結果、公正価値のモデルとほとんど異ならないという見解（van Zijl and Whittington〔2006〕）等も提示されている。

減損会計と整合的な会計処理を行うことは可能であり、またそれが望ましいのではないかという結論を得た。すなわち、原始的な認識と測定は受取対価額に基づいて行い、その後はプロジェクト終了時の清算価額（残存価額）まで償却を行うが、現時点での清算価額が帳簿価額を超える場合には、当該清算価額まで負債の帳簿価額を切り上げ、負債の負担増加に伴う損失を計上するという会計処理である。非金融負債に関して議論が集中している蓋然性要件については、負債の原始認識の段階で設定する必要はなく、負債の負担増加の段階（資産の場合でいえば、減損損失の認識の段階）で設定すれば足りると思われる。

このような会計処理を行うことにより、貸借対照表においては、負債にかかる「企業にとっての価値」が近似的に示され⁷⁴、過去の期間に属する損失が一掃されて、その後の期間における利益の額は投資家の予測しやすいものとなることが期待されよう。その一方で、従前の帳簿価額を清算価額が超えなければ負債の帳簿価額を修正する必要はないことから、每期継続的に再評価を行うような過剰なコスト負担を強いる実務を回避するための諸方策も技術的に考えうるところである。

さらに、本稿で取り上げた非金融負債の問題は、すべての負債の認識の問題に直結する極めて広範な問題となってしまうている。このため、むしろ概念フレームワークのレベルで検討すべき内容も多く含まれており、最終基準に至るまでに曲折が予想されるところである。一方で、緊急を要する問題については、個別に検討を進めていかなければならないこともまた明らかである。わが国においても、資産除去債務、アスベスト除去債務、製造物責任等の、各論に属する重要な問題も指摘されているところである。

74 理念的には、負債にかかる「企業にとっての価値」の決定に際しては、入口価値として現在の受取対価額を出口価値たる清算価額と対比させるべきである。第3のアプローチのもとにおいては、負債の受取対価額として歴史的な受取対価額（またはこれに基づいて計算された帳簿価額）をとっており、「企業にとっての価値」が近似的に計算されるにすぎない。

参考文献

- 岩村 充、「企業会計における不確実性表示の意味を考える」、『会計』第171巻第4号、森山書店、2007年、538～551頁
- 浦崎直浩、『公正価値会計』、森山書店、2002年
- 加古宜士、『物価変動会計論』、中央経済社、1981年
- 加藤盛弘、『負債拡大の現代会計』、森山書店、2006年
- 川村義則、「現在価値の測定をめぐる問題について 保証債務の会計処理への応用」、『会計』第156巻第6号、森山書店、1999年、842～856頁
- 、「負債の定義と認識要件 近接諸概念との比較検討」、『会計』第163巻第1号、森山書店、2003年、40～55頁
- 、「負債と資本の区分問題の諸相」、『金融研究』第23巻第2号、日本銀行金融研究所、2004年、73～103頁
- 、「財務諸表項目のグループ化」、『JICPAジャーナル』No. 601、日本公認会計士協会、2005年、41～47頁
- 企業会計基準委員会、「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」、財団法人 財務会計基準機構、2006年
- 黒川行治、「予測要素の増大がもたらす会計測定・理論への影響」、『会計』第161巻第2号、森山書店、2002年、185～196頁
- 斎藤静樹編、『会計基準の基礎概念』、中央経済社、2002年
- 佐藤信彦、「『企業にとっての価値』概念と負債の測定 イギリスASB『原則書(案)』を中心に」、『会計』第153巻第5号、森山書店、1998年、750～761頁
- 鈴木直行・古市峰子・森 毅、「負債に関する会計基準を巡る国際的な動向と今後の検討課題」、『金融研究』第23巻第2号、日本銀行金融研究所、2004年、23～47頁
- 徳賀芳弘、「引当金の認識と評価に関する一考察」、『金融研究所ディスカッションペーパー No. 2003-J-17、日本銀行金融研究所、2003年
- 中野 勲、『会計測定論 不信解消会計の構築』、同文館、1987年
- 山田辰己(他訳)、「IAS第37号『非金融負債』に関する討議資料」、『企業会計』Vol. 58 No.4、中央経済社、2006年、176～182頁
- 米山正樹、『減損会計 評価と配分(第2版)』、森山書店、2003年
- Accounting Standards Board (ASB), *Statement of Principles for Financial Reporting*, London, U.K.: ASB, 1999.
- Baxter, W.T., *Accounting Values and Inflation*, London, U.K.: McGraw-Hill, 1975.
- Botosan, C. A., L. Koonce, S. G. Ryan, M. S. Stone, and J. M. Wahlen, "Accounting for liabilities: Conceptual issues, standard setting, and evidence from academic research," *Accounting Horizons*, 19 (3), American Accounting Association, 2005, pp. 159-186.
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement No. 5, Accounting for Contingencies*, Stamford, Conn.: FASB, 1975.

- , *Concepts Statement No.5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Stamford, Conn.: FASB, 1985a.
- , *Concepts Statement No.6, Elements of Financial Statements– a replacement of FASB Concepts Statement No. 3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)*, Stamford, Conn.: FASB, 1985b.
- , *Concepts Statement No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Norwalk, Conn.: FASB, 2000.
- , *Statement No.143, Accounting for Asset Retirement Obligations*, Norwalk, Conn.: FASB, 2001.
- , *Interpretation No.45, Guarantor’s Accounting and Disclosure Requirements for Guarantees, Including Indirect Guarantees of Indebtedness of Others*, Norwalk, Conn.: FASB, 2002.
- , *Interpretation No.47, Accounting for Conditional Asset Retirement Obligations*, Norwalk, Conn.: FASB, 2005a.
- , *Invitation to Comment, Selected Issues Relating to Assets and Liabilities with Uncertainty*, Norwalk, Conn.: FASB, 2005b.
- , *Statement No.157, Fair Value Measurements*, Norwalk, Conn.: FASB, 2006a.
- , *Preliminary Views, Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Norwalk, Conn.: FASB, 2006b.
- International Accounting Standards Board (IASB), *IAS 18, Revenue*, London, U.K.: IASCF, 1993.
- , *IAS 36, Impairment of Assets*, London, U.K.: IASCF, 2004.
- , *IAS 37, Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, London, U.K.: IASCF, 1998.
- , *IAS 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement*, London, U.K.: IASCF, 2004.
- , *IFRS 3, Business Combinations*, London, U.K.: IASCF, 2004.
- , *IFRS 4, Insurance Contracts*, London, U.K.: IASCF, 2004.
- , *Exposure Draft, Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits*, London, U.K.: IASCF, 2005a.
- , *Exposure Draft, Amendments to IFRS 3 Business Combinations*, London, U.K.: IASCF, 2005b.
- International Accounting Standards Committee (IASC), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, London, U.K.: IASC, 1989.
- Kulkarni, D., “The valuation of liabilities,” *Accounting Business and Research*, 39 (summer), Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 1980, pp. 291-297.
- Lennard, A., *Liabilities and How to Account for Them: An Explanatory Essay*, U.K.: ASB, 2002.
- Lorensen, L., *Accounting for Liabilities*, New York, NY: AICPA, 1992.

- Macve, R., and G. Serafeim, “ ‘Deprival Value’ vs ‘Fair Value’ Measurement for Contract Liabilities in Resolving the ‘Revenue Recognition’ Conundrum: Towards a General Solution,” Working paper, 2006.
- Ohlson, J. A., “A practical model of earnings measurement,” *The Accounting Review*, 81 (1), American Accounting Association, 2006, pp. 271-279.
- Scott, W.R., *Financial Accounting Theory*, 3rd ed., Tronto, Canada: Prentice Hall, 2003.
- Solomons, D., *Making Accounting Policy: The Quest for Credibility in Financial Reporting*, New York, NY: Oxford University Press, 1986. (加藤盛弘監訳 『会計原則と会計方針』、森山書店、1990年)
- Stark, A.W., “The impact of irreversibility, uncertainty and timing options on deprival valuations and the detection of monopoly profits,” *Accounting and Business Research*, 28 (1), 1997, pp. 40-52.
- van Zijl, T. and G. Whittington, “Deprival value and fair value: A reinterpretation and a reconciliation,” *Accounting and Business Research*, 36 (2), Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 2006, pp. 121-130.
- Whittington, G., *Inflation Accounting: An Introduction to the Debate*, Cambridge, U.K.: Cambridge University Press, 1983. (辻山栄子訳 『会計測定の基礎 インフレーション・アカウントティング』、中央経済社、2003年)

